

農林水産委員会
會議録 第四十四号

昭和四十八年七月十二日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 坂村 吉正君

理事 藤本 孝雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

理事 笠岡 喬君

理事 吉川 久衛君

理事 小山 長規君

理事 島田 安夫君

理事 菅波 茂君

理事 西路 順治君

理事 湊 徹郎君

理事 安田 貴六君

理事 角屋堅次郎君

理事 竹内 猛君

理事 芳賀 貢君

理事 湯山 勇君

理事 瀬野栄次郎君

理事 稻富 稔人君

出席國務大臣

農林大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

農林大臣官房長 三善 信二君

農林省農林經濟局長 内村 良英君

農林省畜産局長 大河原太一郎君

委員外の出席者

農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

七月十二日

兼任

米内山義一郎君

補欠選任

芳賀 貢君

第一類第八号

農林水産委員会會議録第四十四号

昭和四十八年七月十二日

同日

兼任

芳賀 貢君

補欠選任

米内山義一郎君

本日の會議に付した案件
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

○佐々木委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。神田大作君。

○神田委員 まず第一に、農林漁業団体共済につきましても、その基本となる農林団体の職員給与が低い、そういうことがいわれております。これは実際のほかの団体や官公労等に比較しますと確かに低いわけですね。低いことにつきましても、それにつきましても農林団体の経営等ほかの企業と比較して非常に悪いのではないかと、こういうことを考えますので、まず第一に、農林漁業団体の経営の実態はどうなっているのか、この点について概略の御説明をお願いしたいと思います。

○内村(農)政府委員 農協経営の概要を申し上げますと、信用事業は大体黒字でございます。共済事業も若干黒字が出ておりますが、その他の事業は大体赤字で、全体では約一千万円程度の黒字になっているというふうな状況になっております。

数字を申し上げますと、これは四十六年度の三百三十三組合につきましての経営分析調査の結果でございますが、四十六年度信用事業は二千二百三十五万円の黒字でございます。共済事業が三百二十八万円の黒字、購買事業が四百四十八万円の赤字、販売事業が四百三十二万円の赤字、倉庫業が百十万円の赤字、加工利用業が百七十一万円の赤字、その他が四百三十九万円の赤字で、全体として、信用事業の黒字が相当大きいものでございますから、九百九十二万円の黒字、こういうことになっております。四十四年、四十五年も、経営分析調査によつて、数字は若干違いますが、傾向としては大体同じ傾向を示しております。

字、その他が四百三十九万円の赤字で、全体として、信用事業の黒字が相当大きいものでございますから、九百九十二万円の黒字、こういうことになっております。四十四年、四十五年も、経営分析調査によつて、数字は若干違いますが、傾向としては大体同じ傾向を示しております。

○神田委員 その他、農業協同組合以外の漁業協同組合とかあるいは森林組合とかありますね。そういう組合の大体の内容、それから特に経営を悪くしてどうにもならぬというふうなことで給料等も非常に不払い等で、あるいはまた、給料の基本給が非常に低いというふうなものがあります。その御説明をお願いします。

○内村(農)政府委員 漁業協同組合とか森林組合につきましても、数字的な資料を実は持ち合わせておりませんけれども、経営状態が非常にいいというふうなことではない。特に漁協はやはり農協と同じような傾向になっているのではないかと思います。ちよつと数字的な資料を持ち合わせておりませんので、必要があれば後刻提出させていただきます。

○神田委員 そういふような大きな答弁ではどうにもならぬですね。これはひとつ資料を提出願います。各農業団体の経営内容、たとえば四十六年、四十七と二年の実態調査をしたでしようから、それに基づく資料をお願いします。

それと、私の考えるのは、この経営が、金融事業、共済事業だけが黒字で、あとの購買、販売事業あるいは加工事業、農業協同組合についていえば、これが全部赤字だ、こういうふうな経営の実態は、いわば日本の農政のひずみがこの農業団体にきていっているわけですね。たとえば麦作等は逐年減産を続けている。ほとんどもう麦をつくってもどうにもならぬというので、倉庫はからっぽになっている。あるいは畜産にいたしましても、飼料の値

上がり等によつて畜産農家が意欲を失つて、特に鶏卵事業は、はなはだしい飼料高の生産不安。二十数年米卵の値段というものは変わらない、しかし、飼料というものはどんどん値上がりする、これでやっているとだんだん値上りする。大豆やその他のいたしましても、日本の農政のひずみがこの農業協同組合あるいは漁業組合に大きな影響を及ぼしている。根本的な農政の転換をしなければ、これらの販売事業、購買事業、それから加工事業というものは黒字に転化できない。金融事業だけが黒字になっている。金融でもってめしを食っているような農業団体というものは、ほんとうの農業団体ではないのです。いわば、農業団体というふうなものは、農家の生産した農産物を売りさばく、あるいは農業に必要なものを購入してやる、また農業の生産したものを加工してして有利に販売する、こういうふうな、生産を主体とするものが農業団体のやうな使命である。金融や共済事業というものは、これはいわば主流からはずれたものだ。この主流からはずれたものから利潤をあげて、ほんとうの主体となるところの販売、購買事業が赤字でおる、こういうふうな傾向は最近特に目立ってきたと私は思うのです。これはきつと五、六年前からそういうことになったのでしよう。それ前はこのようにしてはありません。必ず販売、購買事業、加工事業というものは相当のそろばんに乗ってきたわけですね。また、それらの利益金を生産増強のために回していった。指導事業のために回していった。いま指導事業に回せない。指導事業をする指導員を雇うためには大きな負担がかかってくる。そのために生産指導というものが行なわれないから、農業のほんとうの使命であるところの生産活動というものは沈滞している。ますますもう農業を主体とするところの活動というものはできなくなつて、そうして出かせぎ農業という形になつてくる。非常にこれは憂うべき現象

であると同時に、私がいつも委員会等で言ったとおり、失われた緑、失われた自然というものは返ってこないと同じように、失われた農業というものは戻ってこない。ここ二、三年このまま推移すれば、日本の農業は壊滅に陥るおそれが大いにあり、私は私思うのですが、こういう問題について真剣に転換を考えていかなければならない。そういうことにつきまして農林大臣としてはどういうふうにお考えになっておるか。共済年金が安い、給料が安い、それで済まされない問題。済まされなければ、これを何とかしてやらなければならぬ。そういう立場に立つて農政を転換すると同時に、農業団体に対しても、共済年金制度等に對しても、それはそれなりの国のやほりうしろだてというものが必要であらうと思いますが、これに對してお考えを伺います。

○櫻内閣務大臣 農協の経営の中心が購買、販売等にあることはもとよりでございます。これは一つ一つの農協で実態が違ふと思うのですが、いまお話を聞いておいて、信用事業のほうで利益を得ておる、そのほうが多くて、購買、販売のほうでは利益があがってこない、その点は、私は一方において利益があがり、それがいま御指摘の指導員などの費用にも充てられるというのであれば、別に特にいまの農業の実情から批判するというよりも、やむを得ないというふうに見てもいいんじゃないか。しかし、本質的に購買、販売等を通じて農協が活発な動きをするというところは好ましいし、当然なことだと思ふのであります。それが欠けておる面については、これは農業全般におけるいまの不振の実情というものが反映しておるとするならば、これはわれわれとしてもよく考えていかなければならない点だと思ふますが、信用事業との関係だけからいえば、そのほうである程度の利益が出るということについては、特に別に批判すべきものではない、こう思ふのであります。

○神田委員 きょうの新聞には、政府は月内に食糧の基本策を立てるといふようなことが出ております。大豆、麦生産に補助金を出したい、そうし

て麦や大豆の生産奨励をしたいというようなことをいわれておりますが、麦作に対する特別奨励金あるいは大豆に対する特別奨励金というふうなものを出して大豆や麦作の振興をはかる考えであるかどうか、重ねてお尋ねを申し上げます。

○櫻内閣務大臣 これは自由民主党の党例においてそういう検討をしておるのが新聞報道に出たものと思ひます。農林省としては、特にいま新聞報道に出ておるような作業はいたしておりません。しかし、大豆や麦類について何か振興策を考えなければならぬ、従来の価格方式あるいはその他の生産基盤や構造改善による振興策だけでいいかどうか、その点についてはこれからよく検討したい、現在の情勢に伴う要請にこたえてまいりたいと思ひます。

○神田委員 政府としてはまだ具体的なことは考へていない。そうなりますと、これはいまのままでは、いかに口先だけで農政の転換をやるとか、外国からの農産物の輸入にたよらないとかというようなことを言つても、実現はできないわけですね。いま一俵当たり三千円や四千円で麦をつくつてもこれはどうにもならぬから、つくらぬのですよ。つくらぬわけがないですよ。私のところはビール麦の大産地です。全国一と言つていい。ビール麦のとにかく全国の約過半数を生産している。茨城、栃木というのは全国の過半数、六割から七割をつくつておる。いまそれが四分の一あるいは五分の一、来年あたりはもうみんなビール麦をつくらない。それは全部アメリカがあるいはどこから輸入してくるのだから、今度の大豆のようなことになつて、ビールの原料がびつたり輸入がとまつたらどうなりますか。ビールの需要はどんどんふえておる、ビールの原料はないというふうな事態が起きないとも限らない。日本のビール麦というものは、特に茨城、栃木、群馬あたりの麦作というものは……（発言する者あり）黙つて聞いていろ。私の時間内に私が質問しているのに何が悪い。そういうようにいわゆるビール麦が少なくなつ

てきた場合、これに對して外国から来なくなつた場合に、ビールの需要がどんどんふえておるのに原料がなくなつた場合に、大豆と同じようなことになるのですよ。これはたとえビール会社等においてはお利潤があつていらないような報告であります。しかし、実際問題としてはこれは相当な利潤を上げておるに違ひない。ゆえに、耕作農家にビール麦をつくらせる、しかも風味のあるビール麦をつくらせるためには、これに對して奨励金を出して、そして日本固有のビール麦の味をつくらせるということは大事なことになる。そうすればそれが農業協同組合でも出荷され、そして農業協同組合の取り扱い数量も大きくなるわけですから、外麦を輸入すれば、外麦輸入業者にもうけさせているだけではないですか。これは一つの例にすぎない。この根本的な問題を徹底的に検討しないで、そして農業団体の経営を赤字にしておいて、職員の手を上げるといつたつて上げられないじゃありませんか。どうですか。

○櫻内閣務大臣 神田委員に申し上げますが、先ほどもお答えいたしましたように、現下の諸情勢にかんがみまして何らかの措置の必要があるのではないかとすることは、現に私どもの考えの中にあるわけですから、最初の御質問は、その新聞報道による補助金を出すか出さぬかというか、政府としてはいまそういうことは考へておらないけれども、しかし、大豆や麦類についても奨励策を講ずる必要がある、それには価格政策をどうするか、それとも他の諸施策を講ずるか、それらについてはただいまのところ検討をしておる段階だ、こう申し上げておるので、何もやらぬというわけではないし、また、いまの諸事情というものは十分考えながら対処したいということをお答えしておるわけでありまして。

○神田委員 それは前向きにひとつ御検討をお願いしたい。基本的な問題である。私は一例をあげたにすぎない。次に、給与の問題等について、全国段階にお

るところの職員の給与と、それから県の段階、市町村の段階において格差がある。こういうような格差を、やはり一貫した給与体系にする。町村の職員は安い、全国段階の職員は高いというふうなことは私は納得できない。こういう問題に對して農林省としてはどういうふうな考へておられるのか、お尋ねを申し上げます。

○内村（農）政府委員 組合段階、県の連合会段階、全国段階で給与に違ひがあることは、先生御指摘のとおりでございます。しかし、このことは単に農業協同組合だけではございませんで、やはり賃金には生活費というふうなこともある程度関係がございまして、大都市よりも地方のほうが、物によつては生鮮食料品等は安いということもございします。そういうようなこともございまして、公務員の場合あるいは他の職業の場合を見ても、やはり町村段階、都道府県段階、全国段階では給与に差があるわけがございまして、特に農協だけがその傾向がひどいということではないのではないかとこのように考へております。

○神田委員 これは農協や農林漁業団体はほかの団体に比較して特ににはなはだしと私は思ふのだ。それではこの資料をひとつ提出してもらいたい。これを要望しておきます。

○内村（農）政府委員 私どもが持つておる数字を申し上げますと、農林年金の組合員の場合には、町村段階、これは四十六年の数字でございますが、四万八千五百六十五円、これが全国段階では七万九千二百九十八円でございます。町村段階のいわゆる公務員の場合でございますが、自治省の給与課の調査によりますと、これが五万五千八百五十五円、それから国家公務員の全国段階のものは八万二千四百五十五円ということになっておりますので、多少農協のほうは公務員よりはアンバランスが、絶対額が低いということもございしますが、特にひどいというふうなことはなつていないのではないかと考へております。

○神田委員 この資料はひとつ御提出をお願いしたいと思います。

私は時間の関係上先に進みますが、次に、いわゆる昭和三十九年の十月一日に共済年金法が改正になりましたが、その前に三十四年の一月に施行になっております。三十四年一月に施行になって、三十九年十月一日に改正になった。この三十四年一月から三十九年十月、この間に退職した者の最低保障額というものは、依然として十一万四

百円であるようにですね。これは数字に間違いがあるかどうか分かりませんが、そういうことでしょう。これらの三十四年一月から三十九年十月までの退職者に対して、これを根本的に改善しなければならぬじゃないか。いま年額十一万四五百円をもらっている。これでは生活しようがないじゃないですか。生活保護者でも四十万あるいは四十八万ともらっているのです。十一万四五百円で食っているんですか。この点について農林大臣並びに担当局長の御見解をお尋ね申し上げます。

○内村(良)政府委員 旧法の最低保障額は退職年金十一万四五百円になっておることは、先生御指摘のとおりでございます。そこで、これが低いのではないかと、この点でございしますが、確かに十一万四五百円がそれで非常に安いのではないかと、これは論議のあるところでございします。私どもよくわかるわけでございしますが、御承知のとおり、共済年金制度というものは、やはり一定の拠出をいたしまして、あとで給付を受けるというようになつてくるものでございします。それから、新法、旧法それぞれ、新法は新法、旧法は旧法という原則でやっているわけでございします。したがって、新法の最低保障額、これはまあ今度三十三万二千四百円に上がりまして、さらにそれが今般の私学共済等の改正で引き上げられることになるのではないかと、思いますけれども、共済年金の場合、旧法は旧法、新法は新法というルールがございします。そのルールを変えろというものはなかなかむずかしい問題があるわけでございします。したがって、私どもといたしましては、現在のところ、国家公務員共済制度等との均衡を考えますと、これはなかなか農林年金だけの問題と

しては片づかない非常にむずかしい問題であるというふうに考えております。

○神田委員 これはむずかしい問題であるということ、簡単に片づける問題ではないでしょう。そういうことでもってあなたは年金問題の担当局長としての任務がつまらなくなりますか。厚生年金の場合、これは一体どうなっていますか。厚生年金の場合は改正になつても差しつかえない、共済年金の場合は改正できないと言ふ。むずかしいことはむずかしいでしょう、それはなるほど積み立て方式だから。しかし、そのむずかしいことを解決することが政治なんです。これが十一万四五百円でもいいんだ、おまえら食つても食えなくてもいいんだ、そういうような冷淡な考えではこの基本的な問題は解決できない。むずかしいから特にこの問題について検討を重ねて改善すべきじゃないか。三十九年からののは、ほとんど上がつておる、三十四年からののはそのままだと置くんだけれど、そういう理屈が通りますか。ひとつその点について御答弁願ひます。

○内村(良)政府委員 実はその点は私も非常に悩んでいるところでございします。と申しますのは、まず年金の性格論にさかのぼって論じなければならぬ問題になつてくるわけでございします。そこで、現在の共済年金制度の年金というものは、広い意味の社会保障の一環ではございしますけれども、まあ社会保障を徹底すれば、所得配分は正しくなつて、拠出は所得に応じて払い、給付は平等に受けるというものが、これが社会保障の徹底した姿だと思ひます。ところが、現在の共済年金制度は、そういう社会保障制度という面ももちろんございしますけれども、やはり現在働いている人々に老後の一定の生活に寄与する所得を与えようというのと同時に、現在働いている職場が魅力のあるものにならうというふうな考え方もありまして、社会保障制度として完全に割り切れたスタイルになつていないのでございします。そういう意味で、現在の共済年金制度というものは中途はんばではないかという議論もあるいはあるかと思

いますが、現実の姿はそういうふうな形になつておるのでございします。

そこで、先ほども申し上げましたように、そういった形になつておるものでございしますから、拠出と給付のバランスというのを考えなければならぬわけでございします。と申しますのは、年金制度の場合には、いわゆる最低保障、生活保護とかその他の徹底した社会保障と違ひまして、五十五歳のときに相当高給でたとえれば農協をやめた、それから協同会社についてさらに高い月給をもらうという人にも、五十五歳を過ぎていけば、農協に働いていたときの給与に基づく年金が払われる、こういうような制度になつておるわけでございします。したがって、現在の共済年金制度は、やはりそこで拠出と給付のバランスというところがある程度あるものでございしますから、旧法と新法では制度が違ひ、その制度が違ひるものに基つて給付と拠出のバランスをとらなければならぬという問題がございします。で、先生の御指摘の点は私も非常に悩んでおることでございまして、よくわかる点でございしますけれども、現在共済年金制度のあり方がそういうふうになつておるもので、そういう制度のあり方から申し上げるとなかなかむずかしいということを申し上げておるわけでございします。

○神田委員 それはむずかしいことは私もわかつております。わかつておりますが、これではあまりにはなはだしいのです。恩給法というのは今度改正になりましたね、内閣委員会では今度はどうなんですか。今度恩給法が大幅アップをしたでしょう。これはやはり社会保障制度的な性格も加味して、そうしてこのような物価上昇のありから、はなはだしいのに対しては是正の態度をとる。私はこれを正確にはいってそうして同じようにやれと言つておるわけじゃないのです。十一万四五百円ではこれはどうにもならぬ、だから、これに対して物価上昇における程度の加算というふうなものを考慮すべきではないか。そのため私はこの共済年金というよりなものを、これは

厚生年金に比較しても言えますけれども、厚生年金は、五万円年金といつて、二十七年で五万八十二円、これが同じ職場で共済年金の場合は四万二千七百二十三円というこの開きがあるわけです。そういうふうな開きがあることは、同じ国民である以上、これは好ましくない。だからして、こういう問題については、私は、これは抜本的な改正の必要があるんではなからうか、こういうふうに考えているのですが、この点いかがでしよう。

○内村(良)政府委員 恩給におきましても、最低保障は十一万四五百円になつておるわけでございします。その恩給に基つて国家公務員共済ができて、それから国家公務員共済とのバランスでいろいろな共済年金ができておるという関係になつておる。恩給の場合も最低保障が十一万四五百円になつておるというのが現実でございします。そこで私どもといたしましては、共済年金自体の給付を上げなければならぬということ、もう先生の御指摘のとおりでございまして、絶えずいろいろ努力しておるわけでございしますが、農林年金のきた歴史的背景、あるいは恩給から国家公務員共済法に変わったというふうな日本のそういう年金制度のいろいろないきさつがございまして、その辺のところが均衡というところに非常に大きな問題がございまして、いろいろな面でむずかしい問題があるというところでございします。

○神田委員 その問題についてはひとつ前向きに近いうちに改定できるように御検討をいただきたたい、こういうふうに考えます。

時間の関係がありますから先へ進みます。きのうは、これはその間にやらなくちゃならぬので、容易なことじゃありません。

それで、この給付に要する費用は、農林漁業団体のように足腰の弱い団体に対しては、国が応分の補助をすべきだろふと思うのです。ところが、これは一八%の補助なんです。これをわれわれの四党案では、三〇%以上の補助にしろ、そうして

本人負担を二〇%にしろ、それから団体が五〇%負担しろ、こういうようにわれわれの修正案は出してあるわけですね。一八%というふうな微々たるものじゃなしに、これをひとつどうですか、農林漁業団体というものは、最初に私が言うとおりの、非常な苦境に立って、給与を上げたとしても上げられない、そういうような状況にある。こういう足腰の弱い農業団体、しかも国としては非常に大事な団体であります。こういう団体に対しては、国の補助率、あるいはまた事務費補助なんかも、わずか一〇%の事務費補助しかない。九〇%は運用でもってまかなってあるというふうな苦しい面もあるわけで、こういう問題に対して当局としてはどう考えておるか、お尋ねをします。

○内村(良)政府委員 共済年金制度におきまして国の補助率は、農林、私学は御承知のとおり一八%でございます。国家公務員共済、地方公務員共済、公企業体では一五%になっておりまして、共済年金制度の中では農林年金の補助率は高いほうに入っております。厚生年金の場合におきまして国の補助率は二〇%でございます。それに比べれば農林年金が低いということがございます。

ただ、この場合に注意しなければなりません。これは、厚生年金の場合には老齢年金は六十歳から給付が開始される。それに対して農林年金は五十五歳から開始される。それから標準給与につきまして、農林年金はゆるゆるの三年の平均をとる、厚生年金は被保険者期間全部の平均というふうなことで、仕組みが違ふものがございます。それから、比較がなかなかむずかしいという問題がございます。それから農林年金と私学の場合には財源調整費というものがございまして、国は法律に基づく補助以外に予算上財源調整費ということで補助しているわけがございますが、四十八年度の場場合には財源調整費が約一・七七%になるわけでございます。そこで、一八と一・七七を足しますと大体二〇に近いというふうな形になっておりまして、現在のところ、わが国の共済年金制度の中ではバランスがとれているのではないかと。

ただ、先生御指摘のように、農業団体はほかのものに比べて非常に苦しい、だからそういうものについては補助率をもっとふやすべきではないかというところは、私も実はそういう考え方を持っております。私どもは、予算要求のときにはそのような態度で対峙しているわけでございます。したがって、四十九年度の予算要求におきましても、厚生年金並みの予算要求をしなければならぬというふうな考え方をしておりますけれども、これは今後検討すべき問題もございしますが、先生のおっしゃることは非常によくわかりますので、私も私も絶えずそのような努力はしているわけでございます。

○神田委員 局長は、都合のよいところは厚生年金と農林年金を比較して、都合の悪いところは逃げるというようなことで、なかなか巧妙な答弁をしているようにですね。これは何も厚生年金を対象に比較しなくてもいいんです。これは私が最初に言ったとおり、農業団体の性格からして、現在のこの日本の農業の危機の中に立って非常に苦しい経営をしている、また苦しい経営をしなければならぬ、そういう段階にきている農業団体であるから、特に政府としてはこれを強化する意味において補助率を上げると私は言っている。これは厚生年金と比較する必要はないのです。そういうことを頭に置くからなかなか改正ができないのです。そういうことをなにして考えて、農業団体に働く人の退職後の生活の安定を考えた、これを充実することによって農業団体に優秀な人材が集まってくる、それによって農業の振興がはかれるというふうな一貫した基本的な考え方に対して、あなたは農林省なんですから、厚生省じゃないんですから、厚生省なり大蔵省ならそんなことを言ってもいいのですけれども、厚生省や大蔵省じゃない。農業団体を守る立場に立っておるのだから、そういう独特な非常な苦境の中に立っておる農業団体を守っていくという考えのもとに私はこの補助率の問題を改正しろと言っているんです。この点について、前向きに考える前向きに考

えると言ったって、二年も三年もたつてはどうにもならぬのです。私が言ったとおり、失われた自然は返らないし、失われた農業は戻ってこない。戻ってくる間にこの農業団体にしろ農業にしろ再建をしていかなければならぬということを言っているのです。

私も時間ありませんので質問できませんから、これに対する農林大臣としての考え方、局長としての考え方を尋ねたいと思います。

○櫻内閣務大臣 ただいまの御質問の御趣旨は、私としても十分尊重してまいりたいと思っております。これは厚生年金などの比較でなく、公正に考えまして、各種共済年金制度の中におきましては農林年金は最高の補助率である、しかもその上に財源調整費補助一・七七%を加えておる、こういう次第で、これで満足しておるものではないと思います。なお今後の予算の折衝のやり方には定率補助をもっと引き上げるように努力をいたしたいということも申し上げておるのでございますので、御了解をいただきたいと思っております。

○内村(良)政府委員 大臣の御指示のもとに事務局といたしましてベストを尽くしたいと思っております。

○神田委員 十一時十七分ですから、きょうはびつたりとやめます。

○佐々木委員長 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 私はきのうに引き続いて質問をいたしたいと思っておりますが、昨日は、年金の一番基礎であるところの給与の問題について、主として農協の給与のことについて、他の同じところに働いている教職員、事務職員、それから自治体の職員の給与についていろいろと資料を求めて確認をいたしましたところ、やはり農協、特に単位農協の給与が非常に安いということが明確になりました。

それをかいつまんで言うと、四十六年の段階で、単協においては四万八千五百六十五円、連合会では六万三千四百七十七円、全国連では七万九千二百九十八円、平均五万一千四百三十六円、こういう

う形になっている。あるいは初任給の場合においては県ごとに非常に違っている。たとえば鳥取県の場合には初任給三万五千元、宮城県の場合には四万四千元、こういうふうな県によって初任給が一万円くらい違ふところもある。こういう連合会、単協、全国連というところのアンバランス、それから各県における初任給のアンバランスというふうなものは、これは何と調整できないものかどうか、まず、この辺はどういうことになりましか。また、そういう実態は私が報告したことと大体間違いなかどうか、この二つですね。

○内村(良)政府委員 数字は大体そのような傾向になっていると思っております。

それから、初任給を組合によって統一できないかという問題でございますが、これはやはり組合の自主的な経営の問題でもございしますので、農協の職員の初任給は一律に高校卒幾ら、男子幾ら、女子幾ら、大学卒幾らというようにきめて、それをやりなさいというのをやる指導がはたしていいかどうかという点にはなお検討すべき余地があると思っておりますので、そこまですることは考えておりません。

○竹内(猛)委員 そうしますと、農林省が現在持っている法律の機能、範囲内で農協なり農業団体についてどれだけこういう指導が及んでいのか、どの範囲まではできるのか、どこまではできないのかという、これはどういうことになりますか、いまの法律の中では。

○内村(良)政府委員 その点は非常にむずかしい問題だと思っております。と申しますのは、農協法は、先生御案内のように、農民のやはり自主的団体というところで法律ができております。したがって、役所の監督、行政庁の監督というのを、検査等に基づきまして業務の運営上非常にまずい点があればそれに対して改善命令を出す、改善命令を出しても聞かない場合には最後は役員にやめてもらうというふうなところまで監督権がありますけれども、実際問題として、経営のいろいろな内部にまで立ち入っている役所が指導するとい

ことには問題があるわけでございます。

そこで、現在のところ、それでは経営の改善についてどういふことをやっているかというところでございますが、これは補助行政といつたしましては従来から合併を推進しておりますけれども、合併の推進に關して一応経費を補助しております。それから経営実務者の研修の助成等もやっておりますし、さらに経営の問題といつたしまして、ことしから始まります倉庫の整備というのがございます。米の生産調整が始まりましたから、農協の倉庫に集まります米がその前に比べて減りましたので、倉庫の経営が非常にむずかしくなっている。四十三年くらいまでは倉庫は経営が黒字であつたわけですが、それが生産調整の開始とともに赤字になつてゐる。そういったこともございまして、そういった農協の倉庫の整備の合理化というところにつきまして四十八年度から助成をいたしまして、そういった面の経営改善に資するといふようなことで、役所といたしましてはそういったことについていろいろ助成し、経営の改善を援助しているわけですが、経営のこまかい問題に立ち入つてこまかく指導するということには限界があるわけでございます。

○竹内(猛)委員　そこで、きのうからずっと議論している中で、農協に人材がおりない。農業をほんとうにしようとして立つようなたぐい青年があまり残らないということがいわれる。なるほど、いままで、村の中の優秀な人は外へ出る、その次が今度は師範学校くらい出て学校の先生になつて、それからその残った部分が村長か村会議員の推薦で役場に入つて、その残りが農協、それからその他の団体、このようなことがいわれてきてゐる。いままではそういうふうにいわれた。それと同時に、農協に働くことに生きがいを感じるといふような、そういうたぐいの人があるといふものがある。それが一つは日本の農業といふものが非常にふるわな状態であるし、先ほどからもちよつと話があるように、信用事業とかあるいは共済事業は黒字にはなるけれども、生産、購買、

加工、販売というところではこれは赤字になる。したがつて賃金を上げるわけにもいかないといふことで、人材が外へ外へ行つてしまふ、こういう形になつてゐるのじゃないかと思ふのです。

そこで、いまのお話によると、農林省としてもそういう人間の面あるいは給与の面についてはこれに指導が及ばないといふことであります。やはりこれは非常にどこかに矛盾があるような感じがする。もちろん、農協法のたてまえからすれば、これは民主的なものであり自主的なものであるから、一々役所があれやこれやと手を出すことは、これはあまりよくないことだと私は思ひますけれども、その辺、農協の自主性を認めながら、なおかつこういうようなことに基ついて何か新しい考え方なりそういうものを出す意思があるかどうか、しなければならぬと思つてゐるかどうか、これはどうですか。

○内村(良)政府委員　先ほどから申し上げておりますけれども、この農協に働く人々の賃金を上げるといふ問題につきましては、基本的にはやはり農協の経営の改善という問題と結びついてくるわけでございます。そこで、先ほど申し上げましたけれども、現在のところ、信用事業と共済事業が黒字で、いわゆる経済事業がほとんど赤字であるといふことになつてゐる。まことに私も私どもといたしましては農協のあり方としてどうかといふことは感じてゐるわけでございます。この点につきましては、農協自体もそのことをよく痛感しておりまして、御承知のとおり、四十六年度から農協の総合三カ年計画といふものをつくりまして、経営の体質改善につとめてゐるわけでございます。

そこで、どういふことを考えておりますかと申し上げますと、営農団地を軸とする農産物販売の体制の強化、要するに、最近の流通形態のいろいろな変わりよう、大型化、多様化に対応いたしまして、農協も生産を団地的に再編成し、その上に乗つて販売をやつていく。ですから、極力そういった形で農家の販売を商人にあまり奪われな

ようにして農協がやつていくということにして扱ひ量をふやしていき、同時に合理化をやつていくといふことを考えてゐるわけでございます。

それから、農協合併の推進、これはたびたび申し上げてゐる点でございますが、それと、さらに系統事業の効率化といふことを考えております。それから、さらに現実の問題といつたしまして、やはり農協の場合に、経営者の中はもとよりマネージメントに徹底した人ばかりではございません。したがつて、系統の上部団体等も力をかけて経営総点検をやる。その経営総点検に基づいて、弱いところは系統の力を使つて修正していくといふようなことまで努力をしよう、こういうことまでやつておるわけでありまして。

そこで、農林省といつたしまして、いわゆる営農団地については、金融について多少特別の金利を見るとか、いろいろなそういうような形の援助はしてゐるわけでございます。したがつて、そういった点に十分留意しながら経営の合理化をはかつていく、経営の改善をはかる、そういうことによつて賃金を上げていくといふことにしませんが、形式的に賃金水準をきめてそれを農協に要請しても、なかなかそうはいかないのが現実ではなからうかといふように考えてゐるわけでございます。

○竹内(猛)委員　そこで、いまの問題で今度は大臣に答弁を求めますが、私が申し上げたように、現行の農林省の法律の中では、いま内村局長からお話があつたように、合併の指導とか、あるいは販売、そういうところの指導によつて合理化を進めながら賃金を上げるような努力をする、こういう形であるわけですね。ところが、私が求めておるの、現在の法律のもとではやはり農村にほんとうにしっかりと人材を残すことができないといふ感じがする。だから、そういうものについて特別な立法措置を講ずる必要はないかという質問をしたわけですが。

このことに関連して一つ例をあげますが、茨城県では、先般、九百八十五世帯、これは規模別に

ありますけれども、そのアンケートをとりまして。そうすると、現在の農政に対して信用できない、これが八〇%、八割が現在の農政が信用できないといふ答えが出ております。一五%がまあまあ、こういうことです。それから今度は、自分の子供を農協に働かせたいかどうかという質問に対しては、六八%は農協に就職をさせたくない、二〇%が農協に就職をさせてもよろしい、こういうことなんです。これは一千戸足らずの調査でありますけれども、そこから出てくる答えといふものは、おしなべていけば、かなりきびしいものがある。そうすると、一つは現在の農業政策の中に問題がひそんでゐるし、そういうものが同時に、この農協に自分の子供を働かせたくないという親の気持ちになつてあらわれてくる。

この辺について新しい立法が考えられるかどうか、これはすぐといふことにはいかぬけれども、将来何事か考えるかどうか、その問題と、くどいようだけれども農政に対する農林大臣としての見解を求めます。

○櫻内国務大臣　個々の単協の事情はそれぞれ違つておると思つてゐます。基本的には、それらの農協の経営が十分でありますれば、処遇もまたおのずから改善されることは言うまでもありません。ですから、基本的には、農業全般が大いに振興される、また農業に対しての魅力が持たれるといふところにあると思ひます。ただいまの御質問で考えさせられますことは、これらの単協に何か統一的な給与制度が設けられるかどうかといふことになつてゐると、これはまあ千差万別、一言うと言ひ過ぎかとも思ひますが、相当経営の実態の違ふものに単一の給与制度といふものはむずかしいのではないと思ひます。したがつて、それぞれの農協の経営が十分よくいくように、お話しのような農業全般の振興をはかつていくといふことが基本であると思ひますし、また農協の経営合理化といふことを考えまするときには、できるならば合併の促進といふようなことはこれは好ましいことだと思つてゐます。

○竹内(猛)委員 それでは、結局、現段階において、農協の職員が、あるいは農業団体の職員が、自分の地位を向上しようという事で、現在の低賃金に不満であるという事でいろいろな要求をされます。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

きのうの報告によると、農協における労使関係の問題の一番大きいものは賃金の要求である、こういうことの報告がありました。これは当分今後続くものと見てよろしいですね、現段階においては、続いてはいけないと思うけれども、いまのところ続かざるを得ないですね。各農協の全国連、それから連合会、単協と賃金がそれぞれ違っていて、そして今度はその連合会においても非常に高いものあれば低いものもある、もちろん単協の中では高いもの低いものと千差万別だということになれば、当然高いところに基準を置いて要求をすることになって、それはその内部における力関係にまつ以外にない、こういうことと理解してよろしいですか。

○櫻内国務大臣 これは労使ともにそれぞれ依存をしておられるところの経営体でありますから、労使間においての話し合いがその経営実態に十分認識を持って行なわれる、このように思うのであります。これは一般の会社においても同じでございます。私もその労使関係の問題についてそれが好ましいとか好ましくないとかいう、そういう見方はいかがかと思うのです。それぞれの農協における実情に伴って双方の理解の上に協議が行なわれるものは行なう、また不満なものには不満として表現される、これは一般的に見るよりいたし方ないのではないかと、こういうふうに見ております。

○竹内(猛)委員 それでは、きのうも申し上げたが、いま茨城県の石岡市に石岡飼料工場というのがありますが、ここに百名をこえる労働者がありますが、この三十五名の首切りが出ています。このことについてここで議論しようとは思わないけれども、こういうものはやはりいまの農協の合理化の

一つのあらわれなんです。なま首を切らなければ経営がやっていけないというこのことについて、それはもう労使関係だから何にもできないという形でただ手を組んで見ているという事は、私はやはりあまり常識的ではないと思うのです。やはりこれに対してどういう指導をするかというこの指導のしかたがあるだろう、こういうふうな手づかりの手づけでも、これはそのまま手づかりられないとして、まあ傍観じゃないけれども、それは一定のものは労使にまかせておくということですか。

○櫻内国務大臣 これは先ほど局長のほうからお答えを申し上げましたように、国としてでき得ることについては行政指導をいたしていく、合併が好ましいというものについてはそのようにいたします。また農協の経営の上に寄与できるといふことであれば倉庫対策も講ずるか、これはもう全然放置していくということではないと思うのであります。また、農協の扱う商品、米などの手数料などについては考えていく、これは当然なことでだと思っております。しかしながら、それだけの組合において労使間でいろいろ協議される、またそこに不満の問題が起きたという事について、一々農林省が、あるいは国がそれに介入するという事はいかかという事を申し上げたのであります。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

○竹内(猛)委員 この問題はまた別の機会にいたしまして、それでは年金の問題に入りますが、先般野坂委員が質問したときに、年金というものは、生活を保障するものではないけれども、生活の手だて、手助けになるものであるということでしたが、保障ではないということの理解でいいわけですか。

○内村(良)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたけれども、いわゆる社会的に所得の配分を是正し、給付を受ける者の最低生活を保障するというような性格のものでございせん。そこで、

長年一つの職場で働いてそこに掛け金を払って給付を受ける、それによって老後の生活のささえ——ささえという事は大きなささえになる、こういうことでございます。

○竹内(猛)委員 それにしても、同じ地域において、自治体に働いている者、農協なり農林漁業団体に働いた者、学校で事務職員に働いた者が、同じ五十五歳でやめた場合において、初めから差がついているわけですね。農協、農林漁業団体はどう見てもいまの企業の段階からいえば少ない、そして自治体のほうが最終的には多いわけですね。こういうことが初めからわかっているのに、これを何とかして少なくとも自治体の段階まで高めようというこの努力、どういうところを目標にしているか、農林省は指導されておられるのか、どういうものに基準を合わせようとおられるのか。

○内村(良)政府委員 この問題につきましては、結局、先ほど先生から御指摘がございました農協及び農林漁業団体の職員の給料をどうやって上げるか、その給料に基づきまして標準給与がきまると、給付がきまるといふ制度になっておりますので、私もといたしましては、農協及び農林漁業団体の職員の給与を上げるという事に最善の努力を払わなければならない。しかし、その場合におきまして、やはり行政庁といたしましては一定の限界がございまして、いろいろ何とかしたいと思っていながら、なかなかその有効なあれがない。結局は関係者一体にならざるを得ないかという理化学をはからなければならないのではないかと、いうふうに考えておられるわけでございます。

○竹内(猛)委員 いま八つの保険システムがあつて、それがそれぞれ出発の時点があり、制度の組み立てがいろいろあるけれども、非常に理屈が多くてややこしくてわかりにくい。これはすべて秀でなければわかりませんね、この組み立てといふのは、こういうような農民にきわめてわかりにくいものを何とか制度的に一元化をして集中して、そしてみんなにわかりやすいようにしていくような努力というのはできないのですか。これ

はいまずぐしろというわけではないが、大臣、どうですか。農林省にいわば農林年金だ、厚生省にいわば厚生年金だ、至るところにいろいろなものがある、それがややこしくてどうしようもない。この社会保険庁でもつくってそこにぐっと一元化してしまつて、とにかく二十年間働いて、五十五になつたら最低これだけの金がもらえるんだ、それくらいわかりやすいことは、大臣、できないのですか。こんなことややこしいことばかり議論をしても、ずいぶん経過があり、答申があるのですが、一つもそれが出ておらん。こういうことについて、これは大臣から答弁をしてもらわなければならない。

○櫻内国務大臣 各種の共済制度がそれぞれの事情から出発をしておるということが、現在御指摘のようないろいろな形の制度になっておる、こういうざるを得ないと思うのであります。これが統一のなつて、共済制度というものは、だれもが退職のときに幾らもらえるのであるというようにすることになりますれば、これは非常に好ましい姿だと思つておられます。ですから、そういうような点についてのわれわれの努力は当然な事なればならないと思つておられます。しかし、現実には、それぞれの制度がそれぞれの違った環境の上に立つておるということから、その統一を非常にむづかしいとおるという事実も認めてまいらなければならぬ。まして、でき得る限り同じような制度にするという事については、私としても努力をしてみたいと思つておられます。

○竹内(猛)委員 私は、この年金の改正にあつては、特に農協及び農林漁業団体の賃金の問題を中心に質問をしましたが、まだどうしてもいまの農林省の法律のもとにおける農林漁業団体に対する指導の中に非常に不十分なものがあるように思つて、これは農協の自主性を侵すというわけではなくて、高める上において、生活を保障する、農林漁業団体に働いている者の低賃金を上に上げていくという努力をするようなことを今後一体になつて考えなければならぬということを感じておられます。

ますね。このことがない限り日本の農業はやはり前進をしないと思うのです。私はそういうことを注文して、若干の時間を残して野坂委員に譲りますから、ぜひそのことについての努力を要請して終わります。

○佐々木委員長 関連して、野坂君。

○野坂委員 この間私が質問いたしましたときに、陳情がおいでになって農林大臣が途中で退場されましたので、それから内村局長とお話をしたときに、新法と旧法の関係の退職年金者、遺族年金者、障害年金者の数約二千人というお話を聞いて、その際に数字が合わなくて、あとで議論をさせていただきたいということを申し上げました。きょうこの年金法が採決になりますから、それをはっきりしておきたい、こう思います。

内村局長に初めにお尋ねをいたしますが、三十四年と三十九年の旧法、新法の問題です。その五年間にわたります退職年金者二百人程度ということから、それを新法並みに合わせるということになりますと、本年は幾ら計算をしても千六百三十五万六千五百四十円になると思いますが、そうじゃないでしょうか。

○内村(良)政府委員 大体千五百六十万円程度の数字になります。

○野坂委員 それでははっきりしたわけです。

大臣にお尋ねをしますが、大臣は私に、私は正直に申し上げて、よくわからぬことは審議会等の意向を十分に聞いて実施をしたいということを言われました。四十八年二月十九日の総理府社会保障制度審議会の答申を見ますと、その最後のところに「厚生年金が大幅に改善される結果、本制度の年金受給者が著しく不利になるおそれがある。

このことは、皆年金下における公平の原則をそこなうので、この点に留意し、財政基盤の強化その他根本的な検討が必要である。」こう書いてあります。したがって、公平の原則ということと、厚生年金は定額部分を千円といたしまして三十二万一千六百円、そういうことになってくるわけですから、財源がわずかに千五百万円の方々たちが

新法の皆さんと肩を並べることができ、保障ができるというほどのものに、その程度のことすらできないのでしょうか。

○内村(良)政府委員 大臣の御答弁の前に事務的な御答弁を申し上げますと、確かに農林年金の場合には千五百六十万円くらいでございますが、先ほどから御答弁申し上げておりますように、農林年金制度はずっとたぐって見ますと、国家公務員の恩給制度とのバランスでできておりますので、その辺のところまでずっと計算してみないと、どれだけの財源額になるかわからぬという問題がございます。やや事務的な話でございますが、そういうことでございます。

○櫻内国務大臣 もし間違っておたら訂正をさせていただきますが、旧法におきましては最低保障という制度はなかったのではないかと思います。また、旧法は旧法による掛け金でまいつておる。そういうことで、この前もちょっと申し上げましたが、新法は新法、旧法は旧法、そしてこのことは他の共済制度との関係も同様の扱いをする。したがって、そういう点からいって、同じような共済制度の上からいって著しく扱いが不公平になった、こういうことにはならない。ただ、新法の最低保障が引き上げられるのに旧法を据え置きにしておる、そしてその額を比較した場合、そういう見方からすれば確かに御指摘のようなことになるのかと思いますが、私どもの一応の見解は前段に申し上げたとおりでございます。

○野坂委員 お話になっておるのは私学共済の関係もあると思いますが、これは私学振興財団の財政援助等もありますし、比較的掛け金率は年金よりも安いわけですね。もう一つ、いま局長は恩給の方の話をしたのですけれども、恩給の方は年々引き上げによりましてこの最低金額の該当者数は約二千四百名程度ですね。そういたしますと、他制度に波及するといえども、それに要する財源はそれほど要るわけではありませぬ。その程度なんです。「公平の原則」ということを社会保障制度審議会がお書きになったのは、農林年金

は他の共済制度、年金制度に比較して旧法適用者は著しく不利だということが恩給の改定その他によつて明らかになった、そういう段階で書きになったということだと思ふのです。そうすれば、これは不公平であるし、旧法があるからそれでいいということではなしに、厚生年金の皆さんは三十二万一千六百円、いわゆる最低保障が適用されるわけでありまして、それに基づいて、千五百万に非常にウェイトを置くということよりも、わずかにそれだけ見てやつてもその人たちは十分喜ぶ、また公平になっていく、こういう法の精神なり政府の一貫した態度というものをから考えて、それはすべきではなからうか、その方法が正しいではないかということが言えます。財源的に苦しいということも、わずかに千五百万では言い得ない、私はそう思っておりますが、大臣はどうお考えでしょうか。

○内村(良)政府委員 これは大きな政策の問題でございますが、やや事務的なことを申し上げますと、恩給で二千四百人という数字がいま先生から御指摘があったわけでございます。それで、恩給につきましても、御承知のとおり、最低保障の適用が昭和四十一年からでございまして、その場合に、恩給の場合には最低在職年数、これはたしか文官で十五年、武官で十二年だったと思ひますけれども、その最低在職年数を満たしている人に最低保障の適用があった。こういうことになってその人たちの数が二千四百人ではないかと思ひます。そのほかに、恩給の場合にはいわゆる戦時加算というものがあつて、戦地の場合には一年で三年の計算をするということになるわけでございます。そうしますと、武官の場合には四年戦地に

いれれば十二年になる。その人たちは非常に数が多いわけでございます。その人たちについては最低保障の適用がないということで、恩給の中でいろいろなバランスの問題があるんだということを私どもは関係省から聞いていたわけでございます。というふうなことがございまして、どうも話を恩給にまで持っていくのはまことに農林年金と

関係のない話じゃないかということになるわけでございますけれども、実態が、制度の成り立ちがそういうことになつてやつていたわけでございますから、その辺のところにはいまの共済年金制度の非常にむずかしい問題がございまして、私どももいろいろ苦しんでいるところでございます。

○野坂委員 いま事務的に話をいただいたのですが、それでは恩給に要する金額は幾らになるのですか。

○内村(良)政府委員 額は承知いたしておりますが、私どもは相当な額であるということを聞いております。

○野坂委員 相当な額ということは、きのうの田中総理の答弁ではありませんが、数字をはっきりしなければ問題にならぬ、こういうことです。だから、いま農林年金の審議をしておるのですが、公平の原則という社会保障制度審議会の答申、それから昨年の衆議院農林水産委員会の決議、これはみな公平の原則、平等の原則を提唱しておられます。そして農林大臣は、政策的に自分もわからぬけれども、決議、審議会の答申を尊重して善処する、こういうおことばが私にもございました。

したがって、膨大な金額でなくしてわずかに千五百万ということになれば、公平の原則なり政治的な配慮——局長のお話によりまして、事務的な問題ではなしに、これは政策だということでありまして、農林年金を前向きにするという意味であれば、この財源は大きな金額ではない、しかも公平の原則に沿うことができる、こういうことになれば、思い切つて踏み切るべきだ、こういうふうにいわざるを得ません。どうでしょう。

○櫻内国務大臣 これは、やはり先ほど私が申し上げたように、見方が野坂委員とちよつと違ふのではないかと思うのです。旧法には最低保障の制度がなかった。それから各共済組合制度との関連から、これは同じような扱いをするのが好ましいというふうなことをもあわせ考へて、そしてやむを得ないものという結論に至つたものと思うのであります。なかなかこれはむずかしい問題でござ

いまして、ただ、おっしゃったように、いかにも新法と旧法との最低保障の額というものが違い過ぎる。これは、常識的な見方をすれば確かにそのとおりでございます。したがって、非常に困難な問題ではございますが、各省間におきましてさらにこの辺の問題はよく検討し研究をいたすべき事項ではないか、何らかの妥当な結論が得られるとすれば、私としてもこれは好ましいものだ、こう思うのであります。

○野坂委員 この辺で終わりたいと思うのですが、農林大臣はいま言った金額を提起しておりますが、公平の原則というものは、三十九年の新法も三十四年の旧法も同じような取り扱いを最低だけはしたほうがいい。しかも、下に含む基準ではなしに、上に含む基準という前向きな政治姿勢というものが農林大臣のモットーだと思ふのです。だから、好ましいとおっしゃることは、各省間に農林年金はそのような方向でやっていく、それは去年もことしも答申をされておるわけですから、その答申なり決議を尊重されて善処をする方向で処理をしていく、こういうふうな考えでよろしいでしょうか。

○櫻内国務大臣 私は、今回の農林年金制度の改正を通じて、この種のものには非常に複雑でむずかしい、したがって専門的な検討を必要とするというところをつくづく感じておるのであります。ですから、私の気持ちとしては、非常に困難があつてもこれは各省間でよく研究し検討すべき事項だ、このように認識をするのであります。が、しかし、それから先は非常に専門的な問題があつて、いままも恩給関係者とはどうかというようなことも出ておるという姿でございます。御質問の御趣旨に沿えるかどうかは別として、私としては、よく研究し検討をしなければならぬ事項だ、このように受けとめておる次第でございます。

○野坂委員 善処するかどうかということです。審議会の答申を尊重するかということです。○櫻内国務大臣 審議会が意見を出しておることは、当然、研究、検討の上で考えていくべき問題だと思ひます。

○野坂委員 どうもひつかりますね。それで、厚生年金は思い切つて大胆に抜本的な改正をしたのですが、五万円年金ということになったのですから、だから農林年金もこれにあわせて、不公平にならないように来年度は抜本的な改正を考へる、そういう御態度でございますか。

○櫻内国務大臣 これはお答えしたとおり、私としては、確かに問題点がある、だから十分研究をし検討しなければならぬ事項である、また審議会の答申がそういう際に反映をすることが必要だ、好ましい、こういうふうに見ておるわけですが、しかし、それ以上突つ込まれると、非常に専門的なものが多いものであります。私がここでこう言った、それならそのとおりいけるかということについて私としての確信というものが無いものであります。そこで、いまの審議会の考えも尊重しながら研究、検討をさせていただきたい、こういうふうにお答えを申し上げておるわけでありまして、○野坂委員 だから、私が申し上げておるものは、いろいろここ数日間討議をしてきました。しかもきょうは採決をする日なんです。だから、責任をもつて農林大臣が御提案になったものは、わからないことは、局長なり、この委員会の論議を通じて問題点を明らかにしていく。だから、その矛盾をお認めになったのですから、ただ専門的になる、非常に数字等がこまかくてわかりにくい、けれども、大きな矛盾と問題点はあつた、こういうふうにお考えになったと思ふのです。だから、そういう点を踏まえて、来年度は、厚生年金が抜本的改正したんだから、不公平を直すような、公平の原則、平等の原則に立つて抜本的改正をやるということは、当然の論理の発展ではないでしょうか。どうでしょう。

○櫻内国務大臣 原則論としては私としてそれに異存がございません。ただ、個々に入っていくとまた問題があるんじゃないかという懸念があるものですから、これ以上答えられないということでございます。

○野坂委員 事務的に経済局長にお尋ねをしておきますが、先ほども竹内委員から、農協労働者の

年金は安い、こういうお話がありました。これを引き上げるためには労働賃金を上げなければならぬ、こういうことですが、賃金には二通りあります。一つは基準内賃金と呼んでおります。もう一つは基準外賃金と呼んでおります。そのことはおわかりだと思います。この掛け金というのは、基準内賃金にかけ率をかけて出すこと、それが掛け金というふうに承知してよろしいですか。

○内村(良)政府委員 標準給与に入れますものは、手当等は入ります。ボーナスは入りません。○野坂委員 私が言いますのは、ボーナスや手当は——手当というのに二通りあるのです。いわゆる家族手当とか地域手当とか、そういうものがある。しかし、労働時間外手当といふものは、そういうものは基準外なんです。非常に変動しますから、固定していません。だから、基準内の賃金にかけ率をかけたものを掛け金と呼ぶのか。基準外は関係ない、こういうふうに考えてよろしいか。

○内村(良)政府委員 超過勤務手当等は計算の中に入るわけでございます。ですから、超過勤務手当等のいわゆる基準外のものも計算の中に入りま

○野坂委員 委員長から注意を受けておりますが、問題が解決しませんので……。それは、基準外手当も含めて取っておるのはいくつかの年金とどの年金ですか。

○内村(良)政府委員 超過勤務手当のようなものは入るわけでございますが、ボーナスのごとき不定期なものは入らないわけでございます。

そこで、そういうことをやっているのはどの年金かということでございますが、私も承知して

○野坂委員 公務員の場合は時間外手当は計算の基礎に入っていないんですか。

○内村(良)政府委員 公務員の場合には本俸だけでございます。

○野坂委員 そうしますと、時間外というのは、八時間以内働くのが十時間も十五時間も働いて、

しかも働かない人たちがあつて、四時半なら四時半、五時半なら五時半に帰るようになる、そうすると、それは余分の労働に対する報酬ですから、時間外の場合は一定しませんから、本来は基準外の時間外労働についてはかけないのが本旨だ、私はこう思つております。そのために公務員の皆さんや公共企業体の皆さんはかけられていない。厚生年金もたしかかけられていません。だから、その場合は時間外手当は非常に不公平になるんじゃないでしょうか。

○内村(良)政府委員 まず技術的な問題といたしまして、公務員の場合には俸給について何等級何号俸といふことでござつておるわけでございます。ところが、農林漁業団体の場合には給与体系がそれぞれの団体によつて違います。それからもう一つ、私もいいたしましては、確かに掛け金は高くなりますけれども、やはりそのもう一方の給付は厚くしたいという考え方も一方にあるわけでございます。したがって、現在、ただいま申し上げましたように、技術的に、給与体系がかなりばらばらであるといふことと、それから、もう一方の給付を厚くしたいといふ二つの点から、そのような扱いをしていくわけでございます。

○野坂委員 それは違うんです。それは納得できません。たとえば厚生年金は確かに給与期間中全部平均をします。それから公的年金は、退職時の三年間さかのぼるわけです。したがって、退職をする定年前三年にやればそれでいいわけです。入ったときから時間外手当を取っておるんじゃないんですか。しかし、その賃金が低いとあなたがおっしゃつておるの、時間外手当を含めておつていらないわけですか。いわゆる基準内賃金を引き上げること、言うなれば基本給を引き上げることが、本来この年金の法律に合せるということとなつてくるわけです。それを上げるといふことがあなたの本旨なんです。それが時間外手当も含めてやるというのは、日本の労働に対する評価の違いで、そういう余分に働いてまでそういうふうな姿をとるといふことは本来間違ひだと思つてお

ります。だから、これは公務員並みに同じような
姿をとるといのが、労働に対する報酬、あるいは
社会保険料とか一般の労働災害その他の掛け
金、そういうものについては厚生年金も取ってお
りません。だから時間外手当というようなもの
について取ることは、一般的にいうと間違ひでは
ないか、こういうふうに私は思うわけですが、どう
でしょう。

○内村(良)政府委員 たいだいま申し上げましたよ
うに、農林漁業団体の場合には給与体系に非常に
違いがあるわけでございます。そこで、国家公務
員の場合にはつきり画一的な給与体系ができて
おりますからそのような扱いができるわけであり
ますが、技術的な問題が非常にむずかしいとい
うことでございます。

それから過去三年にさかのぼる、したがって、
前のたとは農協に入った数年間のことは関係な
いじゃないかということでございますが、過去三
年の場合にもそういう計算をしておるわけござ
いますから、そのところは統一的な扱いをした
ほうがいいのではないかとこのように私は思っ
ておるわけでございます。

○野坂委員 もうやめますが、答弁が悪いから時
間が延びておるので、了承いたしたいと思ひの
ですが、給与体系がばらばらだからそれはやむを
得ないということ、あなたに似合わない議論だ
と思うのですよ。公務員も時間外手当はもらわ
ないかといえ、ちゃんと基本給に合せてもらっ
ておるのですよ。これはばらばらなんですよ。ば
らばらというのは、時間が一時間働くと三時間
の人があつてばらばらなんですよ。だから、基
準内の賃金というものは、たとえば農林年金—あ
るいは一般の商業会社にとめておつても、基本
給があり、いろいろな手当は全部入るのですよ。
それはつづののです。だから、労働時間のいわゆる
時間外、八時間労働以外の時間はみなばらばらで
すし、この体系には全然狂ひはないわけですよ。
だから、この時間外手当というものは非常に問題
があるということば言わざるを得ないと思うので

すよ。だから、公務員並みに、同じような基準
内—いわゆるあなたの方の場合は何等級何号俸と
いうかっこうでおやりになるから、それはきちん
とします。ほかの会社も、あるいは農協団体も
いわゆる第一基本給もあれば、最近退職金にか
からないように第二基本給までこしらえておる。
あるいは地域給がある、物価手当もある、家族手
当もある、勤務地手当もある、こういうのは基準
内賃金です。それはかけられてもやむを得ない。
しかし、時間外手当そのものについては、みな基
準内賃金に合わせて時間外労働というものは加算
されるわけですから、それが掛け金にかかるとい
うのは非常に矛盾があるわけなんですよ。そう思
いませんか。

○内村(良)政府委員 たいだいまお話のございま
した家族手当その他の手当についてやはり違いがあ
るわけでございます。そういうことがございまし
て、その他の手当全部見ることになっているわけ
でございます。したがって、超過勤務手当もそう
いったものに基いて計算されるということもご
ざいますので、一応算入しているというかっこう
になっておるのでございます。

○野坂委員 私は断じて納得できませんね。家族
手当が二千元であつても五千元であつてもそれは
取るのです。それは取つてもよろしい。基準内
ですから、月々に定額で同じように定められた金額
をもらう人は、基準内賃金として当然千分の四十
八といふものはかけられてもやむを得ない、ある
いは千分の四十九かけられてもやむを得ない。し
かし、八時間以外に働く時間に対する手当という
ものは、その人その人によつて全部、それこそあ
なたがおっしゃるばらばらなんですよ。だから、そ
の手当が五千元あつても三千元あつても二千元
も、そのところは基準内の賃金からかけ率はで
きる。しかし、時間外にかけられるというものは、
全労働者かけられるならともかくも、特殊な人た
ちだけがかけられておるといふところについては
私は問題がある、こういうふうな思われなりま
せん。私の一般的な常識だと私は思つておるの

です。そういう点についてはどうでしょうね。
○内村(良)政府委員 先生御案内のように、農林
年金の場合には、毎年八月一日にその標準給与が
どこに入るかというところをきめるわけございま
す。その算出の基礎になります。別に毎月毎月
の超過から取つておるというかっこうにはなつて
いないわけでございます。したがって、八月一日
にその標準給与をきめる場合に超過まで入れてや
るということとは、確かに掛け金は高くなりますけ
れども、老後の給付がふえるという面もあるわけ
でございます。農林年金大体系は、以来、関
係者が相談した結果、そういうような扱いになつ
ておるわけでございます。したがって、毎月
毎月のふれる不定期の超過勤務手当にそのまゝか
かるといふ形にはなつていないわけでございます。

○野坂委員 これをやめますけれども、その点に
ついては確かに標準給与をきめる算定の基礎には
入つてくるわけですから、年間を通じて、だか
ら、それは一つ一つ積み重ねていって一つの方針
を出すわけですから、時間外手当をぐーっとや
つて、それが平均になれば、標準給与が上になつて
くるというふうなことを—幾ら給料が少な
くても一カ月二万円も時間外労働をしてやれば高
くなる、そういう点については非常に上下がある
わけですから、それでは二十五歳のときはそれで
あつても、五十三歳になったときは、もうからだ
にものを言わすことはできぬから、非常に下が
つてくるということになりますね。非常にアンバラ
ンスがあるわけですね。そういう点については十分
御検討いただいて善処していただくように。

さらに、千分の四十八といふのは、他の年金に
比べて非常に高い。だから私たちは、完全積み立
て方式である農林年金については、修正積み立て
方式である公務員と性格的に違ふ。その不足財源
については、これから湯山さんが質問しますけれ
ども、修正については、いまの補助率を上げざるを
得ないといふことを強く強調しておき、農林大臣
から最初御答弁をいただきましたように、厚生年

金の抜本改正に伴つて来年度農林年金についても
抜本的な改正をするというお話でありましたか
ら、そのことを要望して、私の質問を終わります。

たいへん長くなりました。
○佐々木委員長 この際、午後一時再開すること
とし、暫時休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後一時十五分開議

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。湯山勇君。

○湯山委員 農林年金につきましては同僚の皆さ
んからずいぶん質疑がなされておりますので、重
複を避けてできるだけ簡潔にお尋ねいたした
いと思ひます。ひとつ御答弁もできるだけ簡潔
に、しかも明快にお願いしたいと思ひます。
最初に、この法律を出しになるときには、当
然の手続として、社会保障制度審議会に諮問をさ
れ、そして答申を得られたと思ひますが、この答
申を出されるまでの社会保障制度審議会へはど
なたが御出席になりましたか。

○内村(良)政府委員 農業協同組合課長が出席
しております。

○湯山委員 だいたい昔の話ですけれども、社会
保障制度審議会に諮問がなされて論議がされると
きは、事務次官がたいてい出ておられたのが慣
例でしたが、最近では事務次官はお出になりませ
んか。

○内村(良)政府委員 事務次官は委員になつてお
ります。
○湯山委員 どうも失礼しました。では、その事
務次官は出ておられたのですか。
○内村(良)政府委員 当日は所用があつて、今回
は出てなかつたようでございます。

○湯山委員 それでは、答申の内容についての詳
細な説明は農林省に対してはどこからなされたの
でしょうか。

○内村(良)政府委員 今回の法律につきましまして、二月十二日に社会保障制度審議会に諮問しまして、十九日付で答申があったわけでございまして、その答申のこまかい説明は特にございせんでした。

○湯山委員 そこでお尋ねしたいのは、その答申の前文についてですけれども、いままでにいろいろ御議論がございましたが、こういうふうに書いてあります。「共済年金は、国民皆年金時代にふさわしく、被用者年金の中核である厚生年金を基盤としたうえ、これに企業年金の性格を加味することとし、」云々とありますが、この文章はいへん重要な部分であると私は思います。これで見ますと、当然、厚生年金が基盤になっている。基盤ですから、天井にあたり横にあたりというのじゃなくて、その足場といえますか、それが厚生年金であって、それに企業年金としての性格、つまり、農林年金ならば農林年金の特徵的なものが加味される。これにもちゃんと「加味」ということばがあります。加味ですから、厚生年金を削るといふのじゃなくて、その上に加えられるということであって、厚生年金が基盤であり、そして農林年金はそれに企業年金の性格を加味される、こういうことですから、農林年金が今日でき上がった経過を踏まえて、つまり、もともと厚生年金であったものに企業年金の性格を与えよう、そのほうがまた組合員にとっては有利であるということからこの制度ができてきた、その成立の過程をも踏まえて非常に重要なものだと思いますので、その理解はわれわれと一致しておるかどうかが、伺いたいと思います。

○内村(良)政府委員 このところは非常に重要な問題でございます。先生御案内のように、農林年金は、確かに厚生年金にそれまで関係者が加入しておりました、農林年金が昭和三十四年にできたわけでございまして、ところが、その前に、恩給法が国家公務員共済に変わるといふことで、恩給法から共済へという一つの流れがあったわけでございまして、しかもわが国のこういった年金制度の歴史を考えてみますと、やはり官吏の恩給というのが非常に古くから歴史がございまして、こういった年金制度の大宗みたいなところになってきたわけでございまして、そこで、恩給から国家公務員共済へという歩みをとったわけでございまして、その場合、これが共済年金の基盤になるようなことがうかがうことができるわけでございまして、したがって、農林年金が厚生年金から独立してできたときには、制度の仕組みその他は、やはり他の共済年金、すなわち国家公務員共済に基づいてできているものをある程度基準にしておくというふうなことがうかがうべきでございまして、その辺非常に過渡的ないろいろなむずかしい問題があるわけでございまして、その辺のことについて一つの御見解がここに示されておるわけだと思ひます。

○湯山委員 そこで、社会保障制度審議会の見解というものを肯定されるのか、肯定されないというところではないですけれども、重視しないということですか。これはいまおっしゃったように非常に重要な問題ですから、国家公務員共済はこれといささか違うという点は、たとえば今度、国家公務員共済についての答申では、さつき御指摘のありました厚生年金の大幅改正に伴って不利になる点があるからこれを是正するというようなことはございせん。したがって、これはやはり端的に農林年金に対してなされた答申ですから、そうすると、この厚生年金が基盤であって、それへ企業年金の性格を加味した、これは、農林年金の今日までの経過を踏まえて、この年金というものは厚生年金よりもとにかく原則的に有利でなくてはならないという点がある意味では示唆しているというように理解しておるのですけれども、それについて御見解はいかがでしようか。

○内村(良)政府委員 ただいま申し上げましたように、これは非常に、はっきり申し上げますとデリケートな点でございまして、そこで私もいたしませんでした、いざにいたしまして、今後農林漁業団体職員共済組合法のあり方については絶えず

検討を続けていかなければならぬわけでございすけれども、その場合に、社会保障制度審議会の答申というものは重要な意見として尊重しなければならぬというふうには思っております。しかし、この場合、この席上、それではこのように変えるべきであるかどうかという点につきましては、なお慎重に検討してやらなければならぬ、これは基本に関する問題でございまして、重要な問題だと思っております。

○湯山委員 局長の御答弁と先刻来の質問との食い違いというのは、やはりその点にあったと思うのです。本来社会保障制度審議会の答申というものは尊重しなければならぬ、これが答申の持つべき性格です。ですから、いま、基本的な問題だから尊重しなければならぬけれども、デリケートな問題があるというところは、これは率直に言わしていただければ、社会保障制度審議会の答申に対する姿勢というものが問題があるというようにいわざるを得ない。原則はあくまでも、この年金の性格づけをここでしておるのですから、その性格づけが農林省とそれとは違うということであれば、農林省の姿勢を正さなければならぬ。そのための諮問であり、そのための答申ですから、ということになるはずですが、その性格は、だから、御答弁も、あとどうするかどうかという問題は、こういう事情があつてこれはこうだという問題は、それはそれで承つていいと思うのです。そうではなくて、これは原則的にこのとおりであつて、これは尊重しなければならぬのだという観点に立たなければ、これはあとの審議もまたそこへ戻ってくるべきことではないかと、これに原則的にその点だけは私は率直に御確認願うというところからスタートしていただきたいと思います。

○内村(良)政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、農林年金が昭和三十四年に厚生年金から独立しまして、農林年金としてできましたときの経緯、それからその後のいろいろな現実の改正、改善等の動き等もございまして、いろいろな

そういう歴史的背景みたいなものがあるわけでございます。そこで、それでは基本的な性格として農林年金をどういうふうにするのかということでございますが、これについては、確かに厚生年金から独立いたしました、これに企業年金の色彩を加えてきたというののも現実でございます。しかし、一方また、恩給法によって制約されている面もないわけではございません。それもこの審議会の答申で最小限にとどめようということをしておりまして、さらに根本的に再検討すべき時期であるということをしております。そこで私もいたしませんでした、絶えずこの制度については検討していかなければならぬわけでございまして、この答申を尊重しながら検討を続けるということ以外に、この段階では申し上げることはできないわけでございます。

○湯山委員 それではけっこうなんです。つまり、恩給関係の制約というものはこれを最小限度にしていけというものは、むしろそちらのほうを断ち切つて、そして本来の農林年金のあるべき姿、つまり、ここで性格づけしたものの方向へやつていけということの答申ですから、いまの局長のような精神でやつてもらわなければいけないのであつて、前段へ恩給等のいきさつを持ち込むということにはぜひいふん問題がありますから、いまの点でひとつ御確認願つたことにして、次へ進みます。その次に書いてありますことは、「適用範囲の拡大その他定見を欠くところが多い」といふように書かれてあります。これはだれが定見を欠いているのか、具体的に何をさしているのか、これについてはどうなっておりますか。

○内村(良)政府委員 社会保障制度審議会の答申は、「今回の改正は、従前と同じく恩給法の改正に依りて余儀なく行なわれるものとはいへ、適用範囲の拡大その他定見を欠くところが多い」といふのは、ただいま先生から御指摘のあったとおり、述べられておるわけでございまして、そこで、だれが定見を欠くかという点でございまして、や

そういつた歴史的な背景みたいなものがあるわけでございます。そこで、それでは基本的な性格として農林年金をどういうふうにするのかということでございますが、これについては、確かに厚生年金から独立いたしました、これに企業年金の色彩を加えてきたというののも現実でございます。しかし、一方また、恩給法によって制約されている面もないわけではございません。それもこの審議会の答申で最小限にとどめようということをしておりまして、さらに根本的に再検討すべき時期であるということをしております。そこで私もいたしませんでした、絶えずこの制度については検討していかなければならぬわけでございまして、この答申を尊重しながら検討を続けるということ以外に、この段階では申し上げることはできないわけでございます。

はり政府が定見を欠くという意味ではないかと思
います。これについては、恩給における額の改定
に追従することなく、共済組合は共済組合制度と
して自主的な改善をすべきであるという趣旨を含
むものとして私は受け取っております。しか
しながら、公務員共済が恩給と強いつながりを持
つものであり、さらに、現在の共済年金制度が公
務員共済制度と密接な関係を持っており、まずこ
れは、先ほどから申上げておられるとおりでござ
います。この辺のところ、恩給制度から出発し
た公務員共済制度、それに基づいてきていて共
済年金制度と、それから答申の線との調整をどう
するかというところは、歴史的な背景もあって、こ
れから真剣に取り組んでいかなければならぬ問題
であることは、先ほど御答弁申し上げたとおりで
ございます。

○湯山委員 定見を欠いておるのは政府である
ということでございますが、政府が定見を欠いて
おるということではないので、当然是正
しなければならぬということにならざるを得な
いと思ひます。是正のために努力をされなければ
ならないことは、この答申の前段でも書いてい
らるから、その努力をされるはずだと思ひ
ますが、いかがでしょう。

○内村(良)政府委員 今後共済年金制度を拡充し
なければならぬということは、これは時代の流れ
からいっても当然でございます。私も、農
林漁業団体の置かれてある現在の状況等も十分勘
案しながらこの拡充をはからなければならぬこ
とは、常々考えているところでございます。

○湯山委員 それではその次に参ります。
「遺族年金の受給資格要件の緩和は、遅きに失
したうらみがあるが、本審議会のかねてからの主
張に沿うものである。」というように書かれてあり
ます。これは従来、組合員期間十年以上の者に支
給されていた遺族年金が、今回の改正では一年以
上の者に給付されるということになりまして、こ
の点はわれわれも非常に賛意を表しております
し、むしろわれわれ四党が出しておるのでは、

もっと厚生年金並みに半年以上ということまで進
めるべきだということを申し上げておりますが、い
ずれにしても、この改正はわれわれも方向として
はいい方向であるというように思ひます。

ただ、非常に残念なことには、せっかく一年以
上十年未満にまで拡大しておきながら、その拡大
された部分の遺族の、特に配偶者、妻に対して
は、組合員の給料によって生活をしてたという
生計維持関係が求められております。このこと
は、たとえば九年十一月一カ月ならば、生計維持
関係がなければならぬ、十年一カ月ならば、その関
係がなくてもいいというふうな、本来年月で切る
べき性格のものでないものをそういう切り方をし
ているというところが一つあります。と、それか
ら、すでにいろいろ問題になりましたように、農
林漁業団体というのは給与が非常に低い。そこ
で、そのためにやむを得ずその配偶者は働かざる
を得ないということも非常に多いと思ひます。こ
とに農山村等の場合には、かあちゃん農業という
形で、御本人は農林漁業団体の職員でつとめてい
る。その配偶者、奥さんになる人は、五反六反の
たんぼをつとめている、こういうことで五万円と
かあるいは四万、三万程度の収入を主婦あるいは
配偶者が得ているという例が非常に多いと思ひ
ます。これは、働かなければならぬという今日の
経済情勢、それがもたらしておるところであつ
て、そういう人に対してはおかつ、遺族になった
ときに、あなたはたんぼを五反つとていて収入
があるから、じゃ年金はやらない、遺族年金は出
さないというふうなことは相済みないというよ
うに思ひます。この十年未満の遺族に対しての生
計維持関係というものをここで削除するという御
意思はございませんか。それが当然だと思ひま
す、いかがでしょう。

○内村(良)政府委員 生計維持関係があることを
要するものとしたのは、今般の改正の
際、遺族年金の受給資格期間を一律に十年以上か
ら一年以上に短縮した措置に伴って起こってきた
問題でございます。このことにつきましては、他

の共済年金制度についても同じような措置をとつ
たわけでございまして、全体の均衡を考慮してこ
のような措置がとられたわけでございまして、
その結果不利な者が出てくるのではないかと
いうことでございまして、この点につきましては、私
どももいろいろ心配いたしましたわけでございま
して、いろいろ検討してみます。この措置をとった
結果、職務上疾病により死亡した場合の遺族年金
または職務上の障害年金の支給を受けている者が
職務外の傷病により死亡した場合の遺族年金につ
いて、従来組合員期間十年未満でも年金受給権が
あるとされていたので、これらの者については、
形式的に非常に不利になるという問題が考えられ
るわけでございまして、しかし、生計維持関係の有
無の認定につきましては、国家公務員共済等
は、配偶者の所得額の許容範囲を拡大しようとい
うことを考えているようでございまして、そこで、
現在私どもが聞いておりますところは、国家公務
員共済では年間二百四十万円程度とするというふ
うに聞いておりますので、これにならうとてやれ
ば、実際上の損害といひますか、不利になるとい
う点は事実上ないんじゃないかというふうに考え
ているわけでございまして、

○湯山委員 この問題は、法律の条文に、十年未
満の者については生計維持関係があるということ
の条件が書かれてありますから、いまの局長の御
答弁ですと、実際には――それは非常に極端に二
百五十万も奥さんのほうに所得があれば別だけ
れども、そうでなければこれはもう問題にならない
という御答弁で、そうならば私も心配ないのです
けれども、何しろ法律にちゃんと書かれてあるこ
とですから、ただ局長がそういうふうにおつ
しゃったからといって、簡単に、そうですか、了
解しましたというわけにいかないもので、非常に大
事な問題ですから、大臣からはっきり、それはこ
うだということを言い切った御答弁をいただきたい
と思ひます。

○櫻内国務大臣 私からもはっきり申し上げてお
きます。

配偶者の所得額の許容範囲を拡大いたしまし
て、年間二百四十万円程度とする等の措置をとる
考えでございます。現実的に不利となる問題は
生じないようにいたしたいと思ひます。

○湯山委員 金額が出ましたので、もう一つ念を
押したいと思ひます。
たとえば土地を売って二百五十万所得があつた
とかいうような場合は、これはもう臨時のもので
すから問題にならないで、つとめるか何かしてあ
る程度恒久的にそういう所得がつながっていくと
いうことをいま大臣はおっしゃったのだというよ
うに私は解釈しますが、それでよろしゅうござい
ますか。

○内村(良)政府委員 恒常的な所得というふうに
御理解いただければよろしいと思ひます。
○湯山委員 これも念を押したいへん恐縮です
が、大臣からも、そのとおりであるかどうか。
○櫻内国務大臣 そのとおりでございまして、
○湯山委員 たいへん明快で、けっこうござい
ました。ほんとうに法律にちゃんとありますから、
そうしておかないと、あとで問題が起るとい
ふかと思ひますので……

その次にお尋ねしたいのは、この条文にありま
す自動スライド制のことですが、これも答申に
ございまして、厚生年金は今回自動スライド制をと
ることになりましたことは御存じのとおりですが、
農林年金その他の共済年金については、自動スラ
イドではなくて、今日まで、たとえば今回の場合
も一年のものは一・五、それからそれ以前二カ
年以上のものは二・三・四というように公務員給
与に対してスライドしてきています。考え方によ
れば公務員給与にスライドするということが三回ば
かり重なってきていますから、ある程度そういう
考え方、そういうシステムというものが定着しか
かっていないというように解釈してもいいのではな
いかというように思ひます。しかし、また来年も
同様のことが行なわれ、その次もやるとすれば、
やはり法律によらなければできないことであつ
て、本来現行法に、経済状況等にスライドすべき

昭和四十八年七月十二日

だといふことがいわれておりますが、これは現在やっておりますに、そのつど法律によつてのスライドではなくて、自動的のスライドするということをさしておけることは、社会保障制度審議会の答申からも明らかです。この自動スライド制についておやりになるとお考えなのか。すみやかにこれをやるべきだといふ答申からも、もう本来ならば今回からやるというのがほんとうだと思ひますけれども、今回は見送られてゐる。そうすれば、当然来年からは実施されなければならぬと思ひますので、それについて伺ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 先般も御答弁申し上げましたけれども、このスライド制をとるのについて、物価がいいか賃金がいいかという問題がございます。厚生年金の場合には、一応指標として物価をとるというところにしたわけでございますが、現在のわが国の状況からいいますと、今日までのところは賃金の上りのほうが物価の上りよりも高いといふことがございますので、年金の給付というところから考えました場合には、賃金をとったほうがもつと有利になるという面があるわけでございます。その点につきましては、現在政府部内におきましていろいろ検討中でございます。

そこで、公的年金制度連絡会議もございまして、農林年金の場合には私学共済と一つのグループになつておりますので、文部省ともこの問題につきましていろいろ話をしております。そこで、いつまでに結論を出すのかといふことでございますが、これは単にスライド制だけの問題にはとどまらず、そうなりますと、今度は整理資源をどうするかとか、いろいろ制度全体の問題にもなりますので、その辺のところは慎重に検討しながらやらなければならぬといふことでございます。現在鋭意検討中でございます。まあいつまでというところはなかなかお答えしにくい。はっきり申し上げまして、たとえば来年だとか再来年だといふことを確定的に申し上げるところまで詰まつておりません。

○湯山委員 それは困るので、いまおっしゃつたように、物価、賃金いずれかといへば、それはいまの状態からいいますと、日本の社会保障制度自体が、この年金制度を含めまして、外国に比べて低位にある。だから、その制度自体の改善もやつていかなければならぬ。それからいまの物価がこんなに上がつていっているときですから、それに対応するといふ問題もありまして、それらを総合したもの一つ賃金というものにあらわされているわけですから、賃金に対応してスライドするということは私は正しいと思ひます。それから今日までやつてこられたこと、それに賃金に対してのスライド等でそれを定着させ、ただ人事院の勧告の給子にたいしていくかといふ問題がありますけれども、いまこの段階で物価に対応するといふことは、厚年の場合は別でなければ、共済年金の場合はそれはむしろ考えられないことだと思ひます。ただ、これは早くやるというのを、あとでも申し上げたいと思つたのですが、ここで申し上げるならば、農林省も他の年金との関係ということを言われるし、それから国家公務員の大蔵省も他の年金といふことを言ひ、自治省も他の年金と言ひ、文部省も他の年金と言ひ。結局、他の年金他の年金というので、中心がないわけです。だから、これじゃ持つていく場所がない。そこで、結局政府がどうにかしないといふので、来年度実施する目的で、目標をそこに置いて早急にやれといふ答申が出ておるのですから、その点に目標を置いて作業を進めていく、こういう決意の表明がなければ、答申を尊重するといふことにもならないし、今日までせっかく給子にスライドさせてきた、区切り区切りきたものを定着させたいといふこともできないので、農林省としては、とにかく来年度を目途に力一ぱいやり、努力しますといふぐらいの答弁がなければ、それはいかぬのじゃないですか。

○内村(良)政府委員 年金制度の改正につきましては、このところ大体毎年毎年改正をやつておりました。私もいろいろと意を盡しての改善に努力してゐるわけでございます。したがいましは、今後におきましてもこの努力を続けることは当然でございます。大臣の御指示を受けて事務当局としては十分努力をしたい、こう思つております。

○湯山委員 くだいようですが、もう一度申し上げたいのは、この本法で当然物価その他経済状態に合うように改定の措置、スライド制をとらなければならぬといふことがきめられてからもう何年にもなります。少なくとも五、六年、もつとにやつておるはずですが、そうなりますよね。その間放置してきて、まだこうやつて――厚生年金のほうは自動スライド制をとつた。共済年金はまだおくれでいて、いつになるかわからない。努力はするけれども、いつになるかわからない。これは――いままでの経過がなければそうかも知れませんが、しかし、本来、五年六年といふものは研究してきておるのですから。そうなりますよね。だから、いまそれじゃいかぬ。とにかく来年度を目途にやり、来年度できるうちに努力する、力一ぱいやるという答弁は当然あつてしかるべきです。もつと思ひ切つて答弁してもらはないと困るんですが、いかがですか。

○内村(良)政府委員 そのところは、ひとつ私どもの努力を別にくだいたいたくないといふことを申し上げるわけではございませんけれども、御承知のとおり、第一条の二でございまして、ああいう規定がございまして、それで毎年努力してきているわけでございます。

そこで、四十七年度までの改定では、御承知のとおり、物価が入つていたわけでございます。給子と半分、物価半分と。そこで四十八年から今度はもう賃金一本といふふうにした。年々々々改善ははかつてゐるつもりでございます。したがいましは、この努力をさらに一そう伸ばしていきたい、こう思つておられます。その点は、物価が入つていたのを四十八年からは賃金だけにしたいといふ点

で一つの前進があつたといふことで、そういうことを定着させながらさらに前向きに進めていかなければならぬ、こういうふうに通つてゐるわけでございます。

○湯山委員 局長の言われたことは、さつき言うべきことであつたかと思ひます。その点では非常に高く評価しておる。しかし、そうだからといって、いま申し上げておることとそれとは必ずしも一致しない。その努力はその努力で評価します。けれども自動スライド制をとるということとそれとはまた違ひますから、そこでその自動スライド制については、とにかくこゝまで定着しかつておるのだから定着させて、この勢いで自動スライド制を実現する、そういう決意、これをひとはつきりさせていただくというのが私の質問です。大事なことですから、御答弁願ひます。

○内村(良)政府委員 非常に大事なことであるといふことは私もよく承知しております。それから、さらにやや事務的なことを申し上げます。賃金の指標として、先ほど先生からもちよつと御指摘がございましたけれども、それじゃ公務員の賃金をとるのか、一般製造業の賃金をとるのか、あるいは農林漁業団体の賃金をとるのか、技術的にも、かりに賃金をとるということを含めまして、場合においても、検討しなければならぬ問題もございまして。そういう点も十分検討しながら、従来定着させてきた賃金を基礎にするように一生懸命努力をしたいといふこと、事務当局でございまして、それ以上のことはちよつと申し上げかねるというところでございます。

○湯山委員 それでは、大臣ならばはっきり御答弁がいただけると思ひますので、大臣からひとつ。

○櫻内国務大臣 本法一条の二に伴う年金改正については、すでに定着化しつつあるのでございまして、局長からも申し上げておる通りに、このスライド制については、公的年金制度調整連絡会議等の場を通じて、実現をするために努力をする、

こういうことで、私がこれをもう一つふえんして申し上げますならば、定着しているものが、連絡会議を通じて、そうして各種共済制度がこのスライド制に向かう、こういうことでありますから、私としては、これもそこに積極的な意思を持っておるもの、こういうふうに見ていただいてよいとお答え申し上げます。

○湯山委員 次に、今回最低保障額の改定に伴ういろいろな改定、これもかなり財源が必要だと思ひます。ところが、先ほどからいろいろ御指摘がございましたが、それについて国の負担一八％というものが動いていない。整理資源の一・七七％に当たる部分、これは別にあるとしても、このままでは、結局組合員の負担を上げない限り、制度の改正というものはできないのではないかと、ことの分も間に合わないという状態ではないかというように私は見ております。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

そこで、この一八％をわれわれは三〇％にすべきだということを考え、そういう提案をしておりますけれども、せめていま当面二〇％にすべきだということ、この点については予算編成過程においても局長にも御努力願つたし、特に大臣にも何回もお目にかかつて御努力願つた。非常に残念ですけれども、御努力していただいたにもかかわらず、実現しなかった。しかし、そうだからといって、努力を評価することにやぶさかではございません。感謝しておりますけれども、とにかくできなかった。しかし、こまできますと、これはこれで間に合うという段階はもう越えておりますので、早急に、と言いましてもことはできないにしろ、来年度は国の負担の引き上げをやっていたかなければならない、あるいはやらなければならぬところにあると思ひます。そこで、そうなった場合に、今年度の若干の赤字もあるだろうと思ひますし、それを含めて、次の段階ではそれらも考慮に入れて国の負担の増額というものをぜひ実現してもらいたいというように考えますが、この点についてどのようにお考えで

しょうか。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

○内村(良)政府委員 前回の料率の再計算は、昭和四十四年度の末を基礎として実施したものでございまして、その後四十五年、四十六年、四十七年の法律改正で不足財源が生じております。今後さらに今般の改正によりまして不足財源が生ずるということでございまして、これは当面は整理資源のほうに入れましてやっておりますけれども、今後再計算する場合にそれをどう処置するかという問題が起ってくるわけでございます。その場合、私どももいたしましては、基本的にはなるべく組合員の負担は上げたくないということで処置したいと思っております。

しかしながら、そうならば一体不足財源をどうするのかという問題でございまして、これは利益の充当とか、いろいろなことがまた考えられるわけでございます。その場合に、国の補助の増額もあるいは必要になるということもあり得ますので、それは次の料率改定後の問題としていままら真剣にいろいろ検討はしております。しかし、それをすべて国庫補助率の引き上げだけでやるということも、あるいは現実的には問題もあると思ひますので、そういったいろいろな現実を置かれていく立場を考えながら、なるべく組合員の掛け金を上げないようにしたいという精神で処置したいと思っております。

○湯山委員 いまの御答弁からも、現在足りない分については、いままでの積み立てになっている金を、流用といえますか、とにかく使っている。これはある意味でいえば、純粋な積み立て方式じゃなくて、賦課方式へ、片足まででもないけれども、ちよびり踏み込みかかっているというように解釈もできると思ひます。本来ならば、ここで、一体積み立て方式でやっていくのか、賦課方式を取り入れていくのか、議論の分かれ目であるし、この議論は私もしたい議論ではあるのですけれども、いまその時間的な余裕もありませんし、非常にむずかしい問題ですから、いま議論はしな

いことにいたします。

ただ、いまのままやっていると、賦課方式的な考え方を無視してはできないということも明らかになっておるわけですから、今後の問題としては、賦課方式をどうするかということもぜひ御検討願いたいと思ひます。もちろん、農林年金単独ではできないので、賦課方式がほんとうに効果をあらわすためには、すべての共済年金がその点で一本化するような点もあるかと思ひますけれども、まあこれはひとつそのことだけ申し上げることにして、問題は先ほどへ返ります。

組合員の負担増にならないように努力するということになれば、当然、国の負担をふやすということ以外にはないと思ひますし、組合員の負担と点が外にないと思ひますし、農林年金が一番高いということも御存じのとおりです、長期だけについてです。

そこで、今年度も予算編成段階ではちゃんと金額を出して予算要求をされたわけですから、来年度も予算の資料はおつくりになりかかっていると思ひますが、ひとつその金額をあるいはパーセンテージをうんと大きくして要求する、農林省としては大蔵省へ要求して実現を期するというふうにならざるを得ないと思ひますが、そういうふうな努力されるという内容と理解してよろしいですか。

○内村(良)政府委員 四十九年度の予算編成につきましましては、現在農林省の中で鋭意検討中でございます。そこで、農林年金の国庫補助につきましましては、昨年と同じような態度で臨みたいというふうな考えております。

○湯山委員 では、ひとつ要求もされますし、今度はせっかく要求したならばひき実現をさしていただきた。前回は大臣が御就任早々でしたからあれでしたけれども、今度はもう練達の農林大臣ですから、ひとつぜひがんばっていただいて実現していただきたいと思ひます。

それから、同じように事務費についてでございますが、事務費がいま一件当たり百四十円という

ことになっておりまして、一件当たりになっているのを一人当たりにならしますと、百八十五円程度になるかと思ひます。厚生年金は、これはほかの要素もありますけれども、一人当たり百七十円で、人件費が公費負担になっておりますから、金額は似たようなものであつても、事務費の組合員負担というものは非常に違つております。

一体事務費が今年度およそどれぐらいで、それから国の補助が幾らになっておりますか。これは数字でひとつお示し願ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 農林年金の事務費に對します国庫補助額は、四十七年度決算では八千二百四十万円でございます。これは事務費総額六億七千八百五十一万円に對しまして一・八％となつております。

○湯山委員 大体一〇％程度。ですから、事務費は国が見るといながら、一〇％程度しか見られていない。あとの九〇％近いものは、結局、運用益といひますか、そういうもので見られていくということですから、これはなかなか苦しいと思ひます。そこで、この事務費についても当然増額すべきである、しなければならぬというように考えますが、ことしの予算要求ではどれくらいを要求してどうであつたか、来年度はどれくらいを目途にして予算要求をして実現させるかということについての決意のほどを伺いたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 先生御案内のとおり、四十七年の予算におきましては、事務費がたしか百二十円が百四十円になつたということでございまして、そういったこともあつて四十八年は要求したのでございまして、残念ながらつかつかつたというところもございまして、そこで、四十九年度は私どももいたしましては増額要求をしたいというふうな考えております。

○湯山委員 これもぜひひとつ要求した以上は実現するということでがんばってもらいたいと思ひます。

その次にお尋ねしたいのは、年金算定の基礎となる標準報酬のとり方です。これはすでにいまの

ように物価が上がっておりますし、公務員給与についても今回引き上げが行なわれましたように、二年分で二・三・四というように本年度で見ますと二万四千円程度、パーセンテージにすれば一五％あるいはそれ以上ということになって、二年間の開きというものは三〇％、あるいは三年になれば四〇％、五〇％の開きがあります。

これははなはだ都合なので、経済が安定しておいて似たような三年、多少の上昇はあるにしても、その三年をとるといふのであればこれはよくわかりますけれども、いまのような経済状態の中で、しかも三年前のをとるといふことになる、それが年金全体を切り下げる要素というものは非常に大きい。これは三年とすることがいけないのか、これもさっきの御答弁じゃないけれども、いまの政治が悪いのか、どっちかなんです。いまのような物価上昇政策をとっている——

政策じゃないにしても、物価がどんどん上がっているというところがこれを不合理にしているわけで、むしろ、こうなってくると、物価を抑えるか、あるいは最終年をとる、最後の給料をとるといふこととしないか、せつかくの年金の趣旨がこわされるということになると思います。これは一体どのようなことにならぬか。私もこれは、この段階ではもう最終の標準報酬をとるべきだということに考えますが、いかがですか。

○内村(良)政府委員 これも共済年金制度の一つの技術的な問題として大きな問題でございます。共済年金制度の場合には、たしか公共企業体でございまして、それ一つを除きまして、あとのものは全部退職前三年平均ということになっております。一方、何度が申し上げましたけれども、厚生年金の場合には、これは全被保険者期間の平均ということになっております。もちろん、厚生年金の場合には定額部分が別にあるわけでございますけれども、そこで、そういった社会保障全体の問題としてこれも検討すべき問題だと思ひます。したがって、私どもといたしましては、この点につきましても、先ほど大臣からも御答弁ござい

ましたけれども、公的年金制度調整連絡会議等を通じて、十分他の共済年金のあり方とも関連しながら議論を通じて極力合理的なものにするというふうに努力したいと思つております。

○湯山委員 これも非常に重要な問題ですから、ひとつしつかり御検討願ひたいというふうに思います。

それから次に御尋ねいたしたいのは、最低保障額、当初政府から御提案になったのは年額三十万二千四百円、これが厚生年金の定額部分の修正によりまして三十二万一千六百円ということになりましたが、月に割ってみると二万七千円弱になりませんが、この額で——局長は、年金というものは生活保障というもののじゃない、あるいは概念的に生活保障と完全には一致するものではない、それはそのとおりです。しかし、最低保障額というものを抜きにして年金というのは考えられない。社会保障制度審議会の審議の精神からいってもこれは抜けないし、また最低保障額というものを定める精神も同様のところにあるわけで、端的に憲法二十五条の規定と直接の結びつきがあるなしはともかくとして、その精神を離れて最低保障額というものはないと思ひます。こう見てまいりますと、二万七千円程度で、これで退職した人の生活、しかも通例夫婦を対象にしていますから、それでやっていけないというのは、これではとてもやっていけない、額が低いということが一つ言えると思ひます。

そこで、低いから、厚生年金法の場合も、政府が出している案に対して国会のほうでの修正ということがあるわけだ、これが一つ。それから第二は、生活保護と比べてもこれは低い。生活保護とはたてまえが違ふと言われますが、違ふといつても、生活保護よりも低いということとは許されなないことであつて、この前に野坂委員に対しては、五十五歳で一人で幾らという御答弁がありました。あれは幾らと言われたのか。私はそんなに高くはないと思つたのですが……。

○内村(良)政府委員 数字は生活保護の数字でございまして、生活保護でございます。

すが、男五十五歳、女五十歳で無職という場合に、一級地は——一級地というのは、札幌からずっと東京の二十三区その他の大都市でございまして、一級地は三万四千三百八十四円、二級地は三万一千七百五十円、三級地は旭川、仙台、水戸クラスの都市でございまして、三級地は二万七千三百一十円、四級地は青森市、宇都宮市その他でございまして、四級地、これはその他の地域で、大体農村部がこれに当たるわけでございまして、二万三千七百六十円、こういうことになっております。

○湯山委員 大体そういう数字だと思ひます。そうすると、とにかく農林年金は生活保護の三級地、あるいは三級地よりも悪いということになります。それが、それでよろしゅうございしますか。そのとおりとか、違ふとか……。

○内村(良)政府委員 数字的にはそのとおりでございます。それでいて、農林年金で最低保障額を支給されている者、これはこの前の御答弁で大体六〇％程度ということですが、最低保障で生活しておる人が六〇％ある。その最低保障額は、三級地の生活保護、それよりもまだいいかわからないが、とにかく生活保護よりもよくない。しかも厚生年金と比べても、厚生年金でこの最低保障額に当たるような年金になる人というのは、おそらくあつても非常に少ない。こう見てくると、この最低保障額というのはあまりにも低きに過ぎる。長年農林漁業団体が働いてきた人、そういう人に対する年金としては、他とのつり合いとか云々がありますけれども、六〇％が最低保障を受けているという実態から見ても、あまりにも低過ぎるといわざるを得ないと思ひます。これは感じでございますが、理由はいろいろありましようけれども、確かに生活保護よりも低い、それから厚生年金でこういう額の人はずくない、それからその最低保障を受ける人が非常に多いという点から、これは低過ぎる、当然修正しなければならぬという結論が出てくると思ひますが、これは、大臣、いかがでしょうか。

○櫻内国務大臣 お話の筋合いは農林年金の給付内容の改善にある、こう思ふのであります。ただ、生活保護費より低いのはどういふわけかというところになってくると、いろいろ申し上げることがございますが、農林年金の給付内容をよりよくすることに努力することにつきましては、私としてもやぶさかではございません。

○湯山委員 やぶさかでないくらいじゃなくて、それはたいへんだという——給与のことも今朝来竹内委員その他からありましたが、以前大内力先生に参考人として当委員会で見聞を述べてもらったことがありますが、そのときに言われたのは、農林省が出している資金、これは系統資金というものが必ずしも一〇〇％効果を發揮してない、アフターケアがほとんどなされてない、そこでこれらの資金の使途がほんとうに適正で、アフターケアがよく行なわれていくようにするというためには、農林漁業団体の職員の給与をよくするということが大事なことだという御指摘がありました。大臣もいまお聞きいただいた、何だ、生活保護よりも悪い、こいつは困る、それからまた、月二万七千程度でやれといつたって、夫婦でやるものではない、しかもそれでやる人は実際は六〇％もがそうだ、これはたいへんだ、何としてもこいつはよくしていかなければならないというくらいな御決意は、大臣、おありになるのじゃないでしょうか。やぶさかでないといふことよりも、むしろ積極的にこれはやってやらなければならぬというくらいのお気持ちの表明があつてしかるべきじゃないかと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○櫻内国務大臣 なかなかむずかしい点だと思ひます。これは農林年金がその給付だけで直接最低生活を保障するという構想のもとに成つてないのじゃないか。もとより社会保障制度の一環の中にはございしますが、給与の関係、掛け金の関係、そして裁定期の決定という一連の仕組みの中にあつてございしますから、そこで私として

ですが、男五十五歳、女五十歳で無職という場合に、一級地は——一級地というのは、札幌からずっと東京の二十三区その他の大都市でございまして、一級地は三万四千三百八十四円、二級地は三万一千七百五十円、三級地は旭川、仙台、水戸クラスの都市でございまして、三級地は二万七千三百一十円、四級地は青森市、宇都宮市その他でございまして、四級地、これはその他の地域で、大体農村部がこれに当たるわけでございまして、二万三千七百六十円、こういうことになっております。

○湯山委員 大体そういう数字だと思ひます。そうすると、とにかく農林年金は生活保護の三級地、あるいは三級地よりも悪いということになります。それが、それでよろしゅうございしますか。そのとおりとか、違ふとか……。

○内村(良)政府委員 数字的にはそのとおりでございます。それでいて、農林年金で最低保障額を支給されている者、これはこの前の御答弁で大体六〇％程度ということですが、最低保障で生活しておる人が六〇％ある。その最低保障額は、三級地の生活保護、それよりもまだいいかわからないが、とにかく生活保護よりもよくない。しかも厚生年金と比べても、厚生年金でこの最低保障額に当たるような年金になる人というのは、おそらくあつても非常に少ない。こう見てくると、この最低保障額というのはあまりにも低きに過ぎる。長年農林漁業団体が働いてきた人、そういう人に対する年金としては、他とのつり合いとか云々がありますけれども、六〇％が最低保障を受けているという実態から見ても、あまりにも低過ぎるといわざるを得ないと思ひます。これは感じでございますが、理由はいろいろありましようけれども、確かに生活保護よりも低い、それから厚生年金でこういう額の人はずくない、それからその最低保障を受ける人が非常に多いという点から、これは低過ぎる、当然修正しなければならぬという結論が出てくると思ひますが、これは、大臣、いかがでしょうか。

○湯山委員 やぶさかでないくらいじゃなくて、それはたいへんだという——給与のことも今朝来竹内委員その他からありましたが、以前大内力先生に参考人として当委員会で見聞を述べてもらったことがありますが、そのときに言われたのは、農林省が出している資金、これは系統資金というものが必ずしも一〇〇％効果を發揮してない、アフターケアがほとんどなされてない、そこでこれらの資金の使途がほんとうに適正で、アフターケアがよく行なわれていくようにするというためには、農林漁業団体の職員の給与をよくするということが大事なことだという御指摘がありました。大臣もいまお聞きいただいた、何だ、生活保護よりも悪い、こいつは困る、それからまた、月二万七千程度でやれといつたって、夫婦でやるものではない、しかもそれでやる人は実際は六〇％もがそうだ、これはたいへんだ、何としてもこいつはよくしていかなければならないというくらいな御決意は、大臣、おありになるのじゃないでしょうか。やぶさかでないといふことよりも、むしろ積極的にこれはやってやらなければならぬというくらいのお気持ちの表明があつてしかるべきじゃないかと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○櫻内国務大臣 なかなかむずかしい点だと思ひます。これは農林年金がその給付だけで直接最低生活を保障するという構想のもとに成つてないのじゃないか。もとより社会保障制度の一環の中にはございしますが、給与の関係、掛け金の関係、そして裁定期の決定という一連の仕組みの中にあつてございしますから、そこで私として

ですが、男五十五歳、女五十歳で無職という場合に、一級地は——一級地というのは、札幌からずっと東京の二十三区その他の大都市でございまして、一級地は三万四千三百八十四円、二級地は三万一千七百五十円、三級地は旭川、仙台、水戸クラスの都市でございまして、三級地は二万七千三百一十円、四級地は青森市、宇都宮市その他でございまして、四級地、これはその他の地域で、大体農村部がこれに当たるわけでございまして、二万三千七百六十円、こういうことになっております。

○湯山委員 大体そういう数字だと思ひます。そうすると、とにかく農林年金は生活保護の三級地、あるいは三級地よりも悪いということになります。それが、それでよろしゅうございしますか。そのとおりとか、違ふとか……。

○内村(良)政府委員 数字的にはそのとおりでございます。それでいて、農林年金で最低保障額を支給されている者、これはこの前の御答弁で大体六〇％程度ということですが、最低保障で生活しておる人が六〇％ある。その最低保障額は、三級地の生活保護、それよりもまだいいかわからないが、とにかく生活保護よりもよくない。しかも厚生年金と比べても、厚生年金でこの最低保障額に当たるような年金になる人というのは、おそらくあつても非常に少ない。こう見てくると、この最低保障額というのはあまりにも低きに過ぎる。長年農林漁業団体が働いてきた人、そういう人に対する年金としては、他とのつり合いとか云々がありますけれども、六〇％が最低保障を受けているという実態から見ても、あまりにも低過ぎるといわざるを得ないと思ひます。これは感じでございますが、理由はいろいろありましようけれども、確かに生活保護よりも低い、それから厚生年金でこういう額の人はずくない、それからその最低保障を受ける人が非常に多いという点から、これは低過ぎる、当然修正しなければならぬという結論が出てくると思ひますが、これは、大臣、いかがでしょうか。

○湯山委員 やぶさかでないくらいじゃなくて、それはたいへんだという——給与のことも今朝来竹内委員その他からありましたが、以前大内力先生に参考人として当委員会で見聞を述べてもらったことがありますが、そのときに言われたのは、農林省が出している資金、これは系統資金というものが必ずしも一〇〇％効果を發揮してない、アフターケアがほとんどなされてない、そこでこれらの資金の使途がほんとうに適正で、アフターケアがよく行なわれていくようにするというためには、農林漁業団体の職員の給与をよくするということが大事なことだという御指摘がありました。大臣もいまお聞きいただいた、何だ、生活保護よりも悪い、こいつは困る、それからまた、月二万七千程度でやれといつたって、夫婦でやるものではない、しかもそれでやる人は実際は六〇％もがそうだ、これはたいへんだ、何としてもこいつはよくしていかなければならないというくらいな御決意は、大臣、おありになるのじゃないでしょうか。やぶさかでないといふことよりも、むしろ積極的にこれはやってやらなければならぬというくらいのお気持ちの表明があつてしかるべきじゃないかと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

は、農林年金の内容改善についてやぶさかでない、しかし、どうしてこうなっておるのかということになってくると、いろいろ意見が出る。しかし、お話しのように、これではどうしても十分ではない、生活保護費以下じゃないかと言われれば、それはそのとおりになっておるのですから、受けとめて、だから内容は改善するにやぶさかでない、こう申し上げるわけでございます。いろいろの理屈は別といたしまして、御指摘のように、給付内容をよりよくして多年の農林関係の職員の功に報いるということについては、私として努力したいと思ひます。

○湯山委員 生活保護との比較はたてまえが違ふとおっしゃいますけれども、違わないんです。これは議論しなければなりませんけれども、安易にそういうふうにお考えいただいたら困る。たとえ一級地、二級地、三級地の人が、農林年金をもらわぬ、私らみんな生活保護でやります。そのほうが有利なんです。長い間の事業で働いてきて、その人が年をとって、しかも受給資格ができたというときに、生活保護よりも低くて、これじゃ生活できません、年金の制度があつても私は返上して生活保護でやりますということになっていいかどうかです。これは決して無関係のものじゃないのですから。その認識が局長も——さつきも申し上げたのですけれども、最初に、これを基盤として、それから上積みする厚年とそれとのつながりがあるのです。だから、これはたいへんだ、そんなことじゃいかぬというのが出てこなければならぬし、それから厚生年金は来年度変わるのには至ります。ことし物価自動スライドがきつたのですから、一年たてばいまの物価上昇が五%以内で済むなんてだれも思ひません。来年度上がるのはきまつておるのです。そうすると、厚生年金が来年自動的にスライドするのは一〇%と言つてもいいくらい間違ひないのですから、そうすればこれも引き上げぬといかぬということ、少し本気で考えなつたら出てくることです。一般論じゃなくて、具体的にいまの時点のこの額

をつかまえてやれば、来年やらなければいかぬ、やりまますとどうして言えないですか。言つていいじゃないですか。

○内村(良)政府委員 来年のことにつきましていろいろ申し上げることができるといふ立場にございませぬけれども、年金制度のバランスというところからいいますと、厚生年金が物価が五%以上上がった自動スライドで上がったという場合には、他の共済年金の最低保障額の引き上げというのは大体伴うのじゃないかというふうにお考えしております。

○湯山委員 あれだけきつておることをそれだけにしか御答弁できないというのはまことに残念ですけれども、来年物価が上がるということでは、どちらから押していってもお認めになるでしょう。厚生年金は自動スライド制をとっているのだから、物価がそれだけ上がることを認めれば上がっていく、そうすればこれも上がる、まことに簡単な理屈です。これだけきつておるのですから、皆さんおわかりですから、この問題はここまでとめましよう。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

そこで申し上げなければならぬのは、これは神田委員からも野坂委員からも御指摘があつた最低保障額、旧法時代の十一万四千四百円、それから六十五歳以上の人の十三万四千四百円、この問題です。これが動かない。遺族の人はその半分だ。恩給の人は、大体これに当たる人たちは今度四号調整、仮定俸給が四号切り上がつて、その分に対して二・三・四、遺族もそうです。そういう措置がとられてゐる。これだけ残るというのはどうしても理解できない。この指摘です。

そこで、これは局長の理解が私は少し間違つてゐると思ひます。それは国家公務員、地方公務員、前歴が恩給にある、そういうことからさういうことになるのだ、それはそれで、そこはいいです。それなら農林年金は何が前歴になるかといえ、厚生年金です。そうすると、この十一万四千四百円の算定の基礎は何か。なぜ一体十一万四千四百円というのが出てきたか。これをひとつ説明して

だきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 厚生年金の定額部分から計算が出てゐるわけでございます。

○湯山委員 もう少し詳しく言つて下さい。

○内村(良)政府委員 四百六十円掛ける二十年、二百四十万円でございませぬ。

○湯山委員 四百六十円という厚生年金の定額部分が足場なんです。その足場が九百二十円に上がつておるのですから。恩給は恩給で、四号上げ、これはけつこうです。それをこつちもやつてくれとは言ひません。しかし、この農林年金、私学年金の足場は定額部分の四百六十が足場なんです。それが九百二十になり、今度また千円になつてゐます。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

そうすると、その定額部分だけとれば、その報酬比例分はゼロです。報酬比例分ゼロにして、それで定額部分だけとるといふのは、これはあたりまえでしよう。違いますか。

○内村(良)政府委員 最低保障額の十一万四千四百円は、厚生年金の定額部分から出てゐるわけでございます。ところが、これは、先ほど大臣から御答弁申し上げましたけれども、旧法年金につきましては、昭和四十一年に恩給にさういふ最低保障が導入されたときに旧法にも導入されたという歴史があるわけでございます。そこで、私も、現在の年金制度が現実の問題として恩給との関係を保持してゐるというところは、それは社会保障制度審議会のあれも出ておりますけれども、抜きがたい現実としてあるわけでございます。そこで、この恩給に由来してゐるという点から、この十一万四百円を上げますと、恩給の中のアンバランスという問題が出てくるわけでございます。その恩給の中のアンバランスの問題がございまして、今回は改正ができなかつたということ、この点につきましては私もとらえてもいろいろ努力はしたのでございませぬが、さういふ恩給及び共済年金間のいろいろなアンバランス問題ということで実現できなかったという経緯がございませぬ。

○湯山委員 その御答弁はいただけないのです。というのは、いままでの御答弁というのは、国家公務員、地方公務員について四号調整、これは恩給期間の不利なものがあつた、これを是正する、今度で国家公務員、地方公務員の場合はさういふ不利な点は大きくなりません。この分だけ恩給に根があるのなら、やらなければならぬし、恩給と関係ないのなら、独立した厚生年金の定額部分——あくまでもこの算定の基礎は定額部分です。局長もさう思ひます。四百六十という定額部分、報酬比例のほうもゼロです。一文も給料がないことにして、それで四百六十で計算して十一万四千四百円。この部分が上がったのですから、もとの三万二千四百円にせいというのではな

くて、今度の場合二十四万になるのです。そこまですら主張もできないわけじゃないし、実現しなくては、何のためにあるのかわからぬ。私の申し上げること、間違つてゐますか。なぜそれが通じないのですか。

○内村(良)政府委員 そのところは技術的にやむを得ない問題でございます。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、最低保障の十一万四千四百円というのは、確かに厚生年金の定額部分を基礎にしてきてゐるわけでございます。ところが、旧法に最低保障が入りましたのは、やはり恩給に入つたという関係から入つたわけでございます。そこで、恩給とのバランス、この問題は切り離すべきであるかといふ点について、いろいろ御議論のあるところでございますが、現実の問題といたしましてその関係があつてなかなかむづかしい問題であるといふことでございます。

○湯山委員 その答弁はやはりいただけないのは、この人たちは厚生年金並みの掛け金をかけてきてゐるのです。さうしてそれよりも有利なはずの旧法へ一応切りかえになつた。ですから、厚生年金は通しになつたわけですから、厚生年金に

は旧法も新法も最初から今度の改正法が適用です。そうすれば、本来ならばそのとおりやればいい。それがあれば恩給法に足をつたんだ分があればそれでやります、いいほうを選ぶというなら私はわかりません。本人に有利なほうを選ばせるというなら、これもごもっともです、非常に当を得た計りだということになりますけれども、もうじやないのです。恩給のほうはそれ以上、これは恩給に關係ないからのける、それじゃ当然、足場の基礎になる、最初に申し上げた基礎になる厚生年金、そこまで持っていっていい権利があります。その厚生年金の定額部分が今度上がって、上がったために、きょうもこの委員会で修正がなされる、ほとんどこれは自動的なものですね。にもかかわらず、これだけ四百六十円で定額部分を置いて、その間に給与もあつたのです、あつた給与もみな捨てて定額部分だけというのがなぜできないか。ただむずかしい問題むずかしい問題だけでこれは済まされない問題です。

とにかくいまとなって、私はこれは今度どんなことがあつても修正してもらいたいと思つて、ほかのところでも話しました。文部大臣は、それはごもっともなんです、だけれども政府が出している法律だから、政府から修正をするわけにいかぬから、各党話し合つてもらつて結論が出れば非常にけつこうだというふうなことでしたけれども、残念ながら、金曜日に、国家公務員法につづいて私学のほうで参議院本会議で通りましたから、どうにもなりません。しかし、ここはだれが考えたておかしい。

そこで、むずかしい問題があるなしじやなくて、非常にすっきりした足場があるのですから、今度はここまではできなくても、次のときには改正するということは当然御答弁にならないければならぬ、そういう性質のものだと思います。これはいかがですか。

○内村(良)政府委員 やや整理して御答弁申し上げますと、農林年金の旧法年金につきましては、

国家公務員共済のいわゆる旧法年金と同一の仕組み、内容のものでございますから、その改善につきましては、従来から恩給の改善と歩調を合わせて行なつてきた、このことがいかに悪いかに別にして、まして、そういう経緯があるわけでございます。もちろん、農林年金の旧法年金者の場合には、過去に厚生年金期間を有しております、その点において恩給受給権者と違つておまして、指摘のとおりでございます。もともと農林年金は厚生年金から分離独立して共済制度として発足したものでございますから、その点は確かにそのとおりなんでしょうが、一方、共済制度となりまして以上、他の共済制度との関連を無視して独自に改正を行なうということがなかなか困難であるというところは、申し上げるまでもない現実でございます。そこでもまた私どもいたしましては、この点につきましては、今後明年度予算の編成の關係各省間における検討事項として取り上げてまいりたいというふうに考えております。

○湯山委員 検討事項じゃなくて、とにかくやらなければならぬ、一生懸命やります、こうじゃないんですか。

○内村(良)政府委員 その点につきましては、一生懸命努力をしたいと思います。

○湯山委員 慎重な局長がそう言うんですから、ひとつ期待しておりますが、とにかくこれおかしんですよ、どう考えたて。それはそうお願いいたします。

それからまだあるんですが、そこで沖繩、これは非常にむずかしい問題ではあると思ひますけれども、日本へ復帰した後、沖繩の農林漁業団体の皆さんは、個人的には非常に大きく期待権を取り上げられていゝといひますか、裏切られていゝといひ形になっていゝと申しますのは、沖繩では四十五年に農林年金に当たる制度が発足して、国が一〇〇%、つまり沖繩政府が一〇〇%、団体四五%、組合員四五%、こういうことでやつておりました。ところが、その後沖繩では、最初から、四十五年に発足したけれども、戦争終わつて

からこれを適用するということで、もつとさかのぼつて一〇〇%給付が約束されておりました。ところが日本へ復帰したとたんに、それはいかぬ、日本のほうに合わせるということですか、とにかく一〇〇%もらせることになつてたのを、日本へ復帰したために団体の四五%は出しましよう、国が持つ一〇%も出しましよう、組合員の掛け金というのはいま以前はかけていないんだから、結局四五%を削つて五五%支給ということになつていゝます。これは大きい制度から見ればそういう考え方もあると思ひますけれども、個人個人ですから、そうなる一〇〇%もらえると思つていたのが、四十五年の一月以前のものについては五五%、つまり四五%切られるということになつて、個人にとつてはせつかつの既得権が取り上げられたということになります。われわれは、沖繩復帰に伴つて不利な扱いにはしない、いろいろなものを通じて不利な扱いにはしない、いろいろなものを通じて不利な扱いにはしない、これが原則であつたように聞き及んでおりますし、理解しておりますが、農林年金に關してはこういう四五%カットが行なわれておる。これはひとつ何とかならないですか。農林省だけということじゃないでしようが、総理府なり何なりと話し合つて、こういうものまで取り上げたりしないようにする、という方法はないかどうか、どうお考えなのか、伺いたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 先生も御案内のように、この問題につきましては、沖繩復帰の際に非常に重要な問題として政府内部において議論されたわけでございます。そこで、結論としては、やはり本土の組合員——結局その間に財源がないわけでございますから、本土の組合員との間の均衡を考慮すれば、国が負担した分は当然見るべきであつて、その他の部分を考慮して四五%まで減額する措置をとつたわけでございます。しかし、その場合の一つの経過措置がとられておまして、復帰後三年以内に農林年金の受給権を得たときは、復帰の前日に退職したと仮定して沖繩法の規定によつて計算した場合の年金額を保障するというこ

とで、復帰に伴う経過措置といつたしまして關係者にある程度の保障をし、その意味での影響が相当緩和されているという形になっております。

なお、この問題は沖繩復帰に關連いたします重要な問題でもございまして、關係官庁ともいろいろ相談したいと思つておられますけれども、経過的にはそういうことがございまして、政府内部で真刻に論ぜられた結論であるということは事実でございます。

○湯山委員 掛け金をかけてなくても、たとえば年金の谷間にある六十七歳、六十八歳、六十九歳、こういう人たちは今年年金が出るということに、まだ本ざまりかどうか存じませんが、とにかく衆議院段階は議決をしたというふうなこともあります。それから政府が出してきておつた厚生年金にしても、ああいうふうにかなり修正が行なわれている。いまのように掛け金をかけているからいないからということになれば、理屈からいへば、谷間の老人に対する年金などというものは、局長のような御答弁だつたら、出るはずがないのです。しかし、そういうことをやるのが実は生きた政治です。こういうことを考えますと、いまのような御答弁だけで、そうですかと言つてわけにわれわれはまいりませんので、これはもつと大きい立場から、大臣もわすれずして、これは復帰によつてこうなつた、いままでも難儀してきた人たちが、せめてもこれくらいはあればよかつたと思ひます。こういうことを考えて、これはひとつぜひ御努力を御期待申し上げたいと思ひます。大臣もひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 この問題はすいぶん慎重に検討されたように聞いております。本土の組合員との均衡上の問題も考え、また他の共済制度においても最終的には同様の措置がとられたということも考え、このような措置になつておると思ひます。が、他にどうすべき何らかの措置が考えられるかどうか、そういうような点については今後なお検討してみたいと思ひます。

○湯山委員 こまかい問題いろいろありますけれども、時間も大体参りましたようですから、最後の御質問を申し上げたいと思うのです。

いろいろお聞きしておりましたが、たとえば最低保障額の問題、それからその適用の問題、それから年金全体が低いという問題、そのもととは制度にもあるし、給付にもあるという問題、厚生年金との比較、財源の問題、自動スライドの問題、事務費の問題、あるいは年金を算定する基礎になる標準給与のとり方の問題、こういうインフレのときですから、その問題、あるいは通算退職年金の是正の問題、いろいろ見てまいりますと、この農林年金には、共済年金全体としても同じように、根本的にいいますか、抜本的に検討していかねばならない、改めていかなければならない問題が非常に多い、大きい問題がたくさんあるという感じが明らかになったと思います。ただ、非常に残念なことには、きょうの御答弁からもわかりますように、農林省がほんとうに農林省独自でこの問題を処理するという体制にない。他の年金も同様です。総理府もそうですし、大蔵省も文部省も自治省もみなそうです。最低保障額なんかは、共済関係でたどっていきますと、各省とも最低保障額は他にならなくなってで、結局厚生年金がもとになる。そこへいくと、厚生年金には最低保障額というものはない。だから、幽霊をみんなつかまえて、何かあるように思っているからか、それは何も足らない幽霊であるというようなのが今日の状態なので、私は、これについては、恩給局というのがあるように、しっかりと年金局というものがあってそしてこれを統括していくというようにことを一ぺん考えてみる必要があるのではないかと。そうしないと、私なんかは、この計算にはほんとうに頭が痛いし、やっかいなので、もしこういう作業を優秀なる局長がなさったり、あるいは優秀な課長がこんな計算に追われてエネルギーを使うというのは、全くこれは考え方によればもったいない話で、その時間があればもっとりっぱなお仕事がたくさんできると

いうようにさえも思います。そこで、ひとつこれらをどこか統括してそして責任をもって答弁のできる、そういうところをつくる、それで、いまやっておられるそういう余分な努力を農林省が払わなくてもいいような制度が考えられるものか考えられないものか、これを御検討願いたいということが一つ。そういうことなんです、いまの体制の問題、それから抜本的な改正の問題、これについて御答弁をいただきたいと思っています。

もう一度申し上げますが、何かそういうしつかりした共済年金と取り組む体制を政府内部に設けることについてのお考え、それから、とにかく早急に抜本的な改定をするための検討をするということのお約束、この二つについて御答弁をいただきたいと思っています。

○櫻内国務大臣 ただいま御指摘のようにいろいろ問題がございまして、そのために、こういう種類も多い、あるいは所管も区々になっておるといふ、このようなことを何とか打開したいというところで、私も答弁の際にしばしば申し上げましたが、公的年金制度調整連絡会議が持たれて、随時所要の連絡、協議を行なつてまいつたのであります。しかしながら、これが十分な成果があがっており、この御指摘かと思ひますが、これらの会議を通じて、より緊密な連携をとる、効果があがるようにつとめたい。

なお、さらに高度な行政機構に触れる問題については、私から申し上げるのが適当だとは思ひませんが、私としても、御意見を尊重して、閣議等で発言の機会がありますならば、そういう機会を得ますならば、御趣旨の線に沿いたいと思ひます。

○湯山委員 もう一つ、抜本的改定のための検討をされる、そういうお約束ができるかどうかです。

○櫻内国務大臣 抜本的な改正の問題については、現状からいいますと、社会保障制度審議会などに諮問をしたりして意見を徴しておるところでございしますが、そういう適切な機関を通じまして前向きに考えてまいりたいと思ひます。

○湯山委員 これも大事なことでですから、大臣、もう一度お尋ねします。

いろいろ項目にわたつて、これは重要な問題で検討するというような御答弁が、局長からも、あるいは中には大臣からもございまして、厚生年金が大幅に改定になりましたので、これは農林省だけじゃなくて、大蔵省も自治省も、それから文部省も、もちろん、それを受けて来年度は共済年金についてひとつ根本的に検討しようという姿勢にあるわけですね。だから、それを受けて、他の省を受けてはなくて、農林省も同様に、いまこれだけ問題が多い、厚生年金は抜本的な改定が本年度う段階にきていると思ひますので、これはそんなに御遠慮なさらずに、ひとつ抜本的に検討していくということを確認していただくということ、今日までずいぶんいろいろ御質問がありましたが、私も申し上げてきました、それに対する締めくくりの答弁としては一番大事な点だと思ひますので、ひとつ明確にその点御答弁いただきたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 農林省の立場からいたしますと、農林年金制度の拡充について鋭意努力するということとは当然のことでございます。他の共済制度等につきましても別として、私の所管の農林省の關係につきましても、皆さまの御意見を体して前向きに積極的に努力してまいり考えてございします。

○湯山委員 終わります。

○佐々木委員長 本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○佐々木委員長 この際、山崎平八郎君から本案に対し修正案が提出されております。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

正する法律案に対する修正案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

る法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第三十六条第二項ただし書の改正規定中「三十万二千四百円」を「三十二万六千四百円」に改める。

第一条のうち、第三十七条の第三項第一号の改正規定中「二十二万八千四百円」を「二十四万四千円」に改める。

第一条のうち、第四十六条第二項及び第三項第二号の改正規定中「二十三万五千二百円」を「二十五万四千四百円」に改める。

第一条のうち、別表第二の下欄の改正規定中「三六九、六〇〇円」を「三九三、六〇〇円」に、「三〇二、四〇〇円」を「三二一、六〇〇円」に、「三〇二、八〇〇円」を「三二四、〇〇〇円」に改める。

第二条のうち、附則第六条第一項ただし書の改正規定中「三十万二千四百円」を「三十二万六千四百円」に改める。

第三条のうち、第四十一条第一号及び第三項第一号の改正規定中「二十二万八千四百円」を「二十四万四千円」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約六千四百万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約六千四百万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約六千四百万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約六千四百万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約六千四百万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約六千四百万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約六千四百万円の見込みである。

員共済組合制度における年金の最低保障額等について、もさらに引き上げを行なおうとするものであります。

修正の内容は、お手元に配付の修正案のとおりであります。第一に、退職年金について、政府案の三十万二千四百円を三十二万一千六百円に改めること、第二に、障害年金について、政府案の一級三十六万九千六百円、二級三十万二千四百円、三級二十二万八千八百円を、それぞれ三十九万三千六百円、三十二万一千六百円、二十四万円に改めること、第三に、遺族年金について、政府案の二十三万五千二百円を二十五万四千四百円に改めること、第四に、通算退職年金の定額部分について、政府案の二十二万八千八百円を二十四万円に改めることとあります。

以上が修正の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があればお述べいただきたいと思ひます。櫻内農林大臣。

○櫻内国務大臣 ただいま提案のありました農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案については、政府としてはやむを得ないものと認めます。

○佐々木委員長 これより本案並びに本案に対する修正案の討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

初めに、山崎平八郎君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、山崎平八郎君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く

原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○佐々木委員長 この際、ただいま議決されました本案に対し、附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読いたします、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）
政府は、本年金制度について、他の共済組合制度との均衡を考慮しすみやかに抜本的な検討を加え、その改善充実を図るとともに、差し当り左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 旧法の年金に係る最低保障額を、新法の水準との均衡を考慮して改善するとともに、物価上昇に対応して退職年金等の最低保障額の引上げを行なうよう措置すること。
二 給付に要する費用に対する国の補助率をさらに引上げるとともに、事務費の補助を増額すること。
三 経済変動に応じたスライド制を具体化すること。

右決議する。
以上であります。本附帯決議案を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。櫻内農林大臣。

○櫻内国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重し、今後検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○佐々木委員長 なお、ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐々木委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後二時五十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕